

| 平成27年度 あさぎり町議会第9回会議会議録（第22号） | | | | | | |
|---|------------------------|--------------------|-------|------------|--------|-------|
| 招集年月日 | 平成28年3月2日 | | | | | |
| 招集の場所 | あさぎり町議会議場 | | | | | |
| 開閉会日時 及び宣告 | 開議 | 平成28年3月8日 午前10時00分 | | | 議長 | 橋爪和彦 |
| | 散会 | 平成28年3月8日 午後3時28分 | | | 議長 | 橋爪和彦 |
| 応（不応）招議員 及び出席並びに 欠席議員 出席 16名 欠席 0名 ○出席 △欠席 ×不応招 | 議席番号 | 氏名 | 出欠等の別 | 議席番号 | 氏名 | 出欠等の別 |
| | 1 | 加賀山 瑞津子 | ○ | 9 | 永井英治 | ○ |
| | 2 | 橋本 誠 | ○ | 10 | 皆越てる子 | ○ |
| | 3 | 久保尚人 | ○ | 11 | 小見田 和行 | ○ |
| | 4 | 小出高明 | ○ | 12 | 奥田公人 | ○ |
| | 5 | 森岡 勉 | ○ | 13 | 田原健一 | ○ |
| | 6 | 徳永正道 | ○ | 14 | 溝口峰男 | ○ |
| | 7 | 豊永喜一 | ○ | 15 | 久保田 久男 | ○ |
| | 8 | 山口和幸 | ○ | 16 | 橋爪和彦 | ○ |
| 議事録署名議員 | 5番 森岡 勉 6番 徳永 正道 | | | | | |
| 出席した議会書記 | 事務局長 坂本 健一郎 事務局書記 林 敬一 | | | | | |
| 地方自治法第121 条により説明のた め出席した者の職 氏名 出席 ○ 欠席 × | 職名 | 氏名 | 出欠等の別 | 職名 | 氏名 | 出欠等の別 |
| | 町長 | 愛甲 一典 | ○ | 教育長 | 中村 富人 | ○ |
| | 副町長 | 小松 英一 | ○ | 教育課長 | 甲斐 龍馬 | ○ |
| | 総務課長 | 小谷 節雄 | ○ | 会計 管理者 | 上 洩 幸一 | ○ |
| | 企画財政 課長 | 神田 利久 | ○ | 福祉課長 | 小見田 文男 | ○ |
| | 町民課長 | 宮原 恵美子 | ○ | 商工観光 課長 | 恒松 倉基 | ○ |
| | 税務課長 | 豊永 憲二 | ○ | 保健環境 課長 | 岡部 和平 | ○ |
| | 農林振興 課長 | 片山 守 | ○ | 建設課長 | 石塚 保典 | ○ |
| | 農業委員会 事務局長 | 大林 弘幸 | ○ | 上下水道 課長 | 深水 光伸 | ○ |
| 議事日程 | 別紙のとおり | | | | | |
| 会議に付した事件 | 別紙のとおり | | | | | |

議事日程（第22号）

- 日程第 1 会議録署名議員の指名について
日程第 2 定例日の会議日程報告
日程第 3 諸般の報告
日程第 4 行政報告及び教育行政報告
日程第 5 施政方針説明
日程第 6 議案第48号 あさぎり町職員の再任用に関する条例の制定について
日程第 7 議案第54号 あさぎり町職員の勤務時間、休暇等に関する条例等の一部を改正する条例の制定について
日程第 8 議案第55号 あさぎり町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について
日程第 9 議案第49号 あさぎり町行政不服審査会条例の制定について
日程第10 議案第50号 あさぎり町情報公開条例等の一部を改正する条例の制定について
日程第11 議案第51号 あさぎり町の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について
日程第12 議案第52号 あさぎり町課設置条例等の一部を改正する条例の制定について
日程第13 議案第53号 あさぎり町職員定数条例の一部を改正する条例の制定について
日程第14 議案第56号 あさぎり町消防団条例の一部を改正する条例の制定について
日程第15 議案第57号 あさぎり町行政財産使用料条例の一部を改正する条例の制定について
日程第16 議案第58号 あさぎり町出生祝い金支給条例の一部を改正する条例の制定について
日程第17 議案第59号 あさぎり町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例及びあさぎり町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
日程第18 議案第60号 あさぎり町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
日程第19 議案第61号 あさぎり町鍼灸治療費支給条例の一部を改正する条例の制定について
日程第20 議案第62号 あさぎり町下水道条例の一部を改正する条例の制定について
日程第21 議案第63号 あさぎり町保育所運営検討委員会条例を廃止する条例の制定について
日程第22 議案第84号 訴えの提起について
日程第23 議案第85号 あさぎり町過疎地域自立促進計画について

本日の会議に付した事件

- 日程第 1 会議録署名議員の指名について
日程第 2 定例日の会議日程報告
日程第 3 諸般の報告
日程第 4 行政報告及び教育行政報告
日程第 5 施政方針説明

- 日程第 6 議案第 4 8 号 あさぎり町職員の再任用に関する条例の制定について
- 日程第 7 議案第 5 4 号 あさぎり町職員の勤務時間、休暇等に関する条例等の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 8 議案第 5 5 号 あさぎり町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 9 議案第 4 9 号 あさぎり町行政不服審査会条例の制定について
- 日程第 10 議案第 5 0 号 あさぎり町情報公開条例等の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 11 議案第 5 1 号 あさぎり町の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 12 議案第 5 2 号 あさぎり町課設置条例等の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 13 議案第 5 3 号 あさぎり町職員定数条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 14 議案第 5 6 号 あさぎり町消防団条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 15 議案第 5 7 号 あさぎり町行政財産使用料条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 16 議案第 5 8 号 あさぎり町出生祝い金支給条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 17 議案第 5 9 号 あさぎり町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例及びあさぎり町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 18 議案第 6 0 号 あさぎり町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 19 議案第 6 1 号 あさぎり町鍼灸治療費支給条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 20 議案第 6 2 号 あさぎり町下水道条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 21 議案第 6 3 号 あさぎり町保育所運営検討委員会条例を廃止する条例の制定について
- 日程第 22 議案第 8 4 号 訴えの提起について
- 日程第 23 議案第 8 5 号 あさぎり町過疎地域自立促進計画について

午前10時 開会

●議会事務局長（坂本 健一郎君） 起立、礼、おはようございます。着席。

◎議長（橋爪 和彦君） ただいまの出席議員は16人です。定足数に達していますので、平成27年度あさぎり町議会第9回会議を開会します。これから本日の会議を開きます。本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

日程第1 会議録署名議員の指名

◎議長（橋爪 和彦君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。定例日の会議録署名議員は、会議規則第124条の規定によって、5番、森岡勉議員、6番、徳永正道議員を指名します。

日程第2 定例日の会議日程報告

◎議長（橋爪 和彦君） 日程第2、定例日の会議日程報告を行います。本定例日の会議運営について、議会運営委員会が開催されておりますので、ここで田原議会運営委員長の報告を求めます。田原運営委員長。

◎**議会運営委員長（田原 健一君）** おはようございます。議会運営委員会より報告をいたします。先週3月1日火曜日午前10時より、議会運営委員会を開催いたしましたので、その内容について御報告いたします。本定例会の会議日程については、お手元に配付のとおり、本日より3月18日までとすることといたしました。会議に付する事件については、今回は38議案の提案が予定されておりますが、全ての議案を本会議において審議することといたします。今定例日では、町長より示されます、新年度施政方針を受けての一般質問を行うため、会議日程の変更を行っております。具体的には、一般質問を日程後半に行うこととし、まず、本日は町長の施政方針説明の後、議案第48号から第63号、議案第84号、第85号の提案理由説明と審議採決を行います。明日9日は、議案第64号から第73号の平成27年度補正予算の提案理由説明と審議採決、並びに議案第74号から第83号までの平成28年度一般会計、各特別会計予算の提案までを行います。10日、11日、14日の3日間、議案第74号から第83号について、詳細説明と質疑を行います。10日は厚生常任委員会所管課と税務課分、11日は建設経済常任委員会所管課分、14日は税務課を除く総務文教常任委員会所管課分といたします。なお、今回も各課より説明補助職員の出席を認めておりますので、詳細な質疑については、極力この3日間に済ませていただきますようお願いをいたします。各課長を初め、説明員におかれては、説明資料の活用なども含めて、簡潔で明瞭な説明や答弁を改めてお願いをいたします。15日と16日の2日間で一般質問を行うこととし、今回は10名の議員の登壇が予定されておりますが、簡明で建設的な政策論争が展開されますよう、議員各位の奮闘を御期待いたします。17日は本会議を休会とし、全員協議会及び各委員会が予定されております。最終日の18日は、議案第74号から第83号までの当初予算の総括質疑と採決を行います。また、追加日程や議員発議案件が予定される場合は、審議のほどよろしくをお願いをいたします。なお、12月以降受け付けた陳情書等の取り扱いについては、配付した一覧表のとおりであります。その他、議会運営については、議会運営の指針の定めのとおりでありますので、議員各位の御協力をお願いいたします。以上、議会運営委員会の報告を終わります

◎**議長（橋爪 和彦君）** したがって、本定例会の日程は、本日から3月18日までとします。

日程第3 諸般の報告

◎**議長（橋爪 和彦君）** 日程第3、諸般の報告を行います。まず、私議長より報告いたします。お手元に配付のとおりでございますけれども、1点だけ説明させていただきます。東アジアの人的経済的な交流に力を入れている、県からの依頼もありましたので、球磨郡の議長会で、先月23日の午後に熊本を発ち、26日の正午過ぎに熊本に帰着する、実質的には3泊2日で高尾市と台南市の研修に出かけて来ました。台湾については、詳しく御存じの方もいらっしゃると思いますが、今回見聞してきたことを自分なりに分析して、報告させていただきます。出発前には、2月6日に発生した、台湾南部地震の影響を心配しておりましたが、現地で見ただけでは、ほとんど痕跡すら感じられませんでした。台南市の130名ほどの方々が犠牲になられたマンションの倒壊現場にも案内してもらいましたが、20日も経っていないのに、瓦れきも全て撤去されて更地状態になっており、重機でさらに地下部分を掘り起こす作業をしているように見えました。2日目には、交流協会高尾事務所を訪問して、貿易や観光に関する詳細な統計をもとに説明してもらい、質疑応答をしてみました。九州よりやや狭い程度の面積に、2,300万人余りの人口ですが、去年は円安の影響もあり、1年間で過去最大の368万人が日本を訪問しています。実に全人口の6.3人に1人です。ちなみに、昨年日本から台湾に行った人は150万人で、全人口1億2,000万人で計算すると、80人に1人ということになります。また、昨年熊本を訪れた人は19万人余りですが、直通便も開通し、八代港へのクルーズ線の寄港も増えることから、今後もっと増加するだろうとの見通しでございました。台湾からの訪日客には特徴がございます。まず、若い人が多いことです。年代別では20代30代40代の合計で、全体の80%を超えております。日本人の観光客で多い60歳以上の高齢者は、6%未満しかございません。

次に、リピーターが多いことです。初めての来日も25%ありますけれども、5回以上の方が3分の1を超える34%、10回以上が15%、20回以上の日本マニアも6%いらっしゃいます。そして台湾も女性上位社会でしょうか、女性客が60%を占めています。旅行同行者は家族、親族が48%と約半分で、次に友人が25%、夫婦が17%と続き、家族・親族の絆が強い台湾の気風も伺えます。若くてしかもリピーターが多いということから想像できますが、さまざまな体験活動を希望する人が多いとのことでございます。球磨郡なら球磨川での釣りやラフティング、温泉めぐり、農業体験、古民家滞在や農家民泊なども有効で、日本遺産に選ばれた文化財に興味を持つ人達も必ずいるだろうとのことございました。旅行の手配方法では個人手配が38%、個人旅行向けパッケージ商品利用が18%で合計すると、団体ツアー参加の44%を上回っております。個人で情報を収集し、旅行の手配も個人とする人が多いという事情を勘案すると、ネットやSNSを使って、郡市の情報をできるなら、中国や英語で大量に発信することが、台湾からの観光客誘致には1番有効だろうとの見解ございました。台湾のスーパーには、日本のスーパーにあるものはほとんど並んでいると聞きましたが、昨年からの農林水産物の国別輸出先は、1位香港1,794億円。2位アメリカ1,071億円。3位台湾952億円で、4位中国、5位韓国と続いております。対台湾の品目別輸出額では、1位たばこ130億円、2位りんご99億円、3位珊瑚73億円で、その他の農産物では、長芋が12億8,000万円、お茶が10億円、葡萄が6億5,000万円、梨が3億円、桃が2億8,000万円、干し椎茸が1億1,000万円、イチゴが8,000万円といったところです。3日目に尋ねたバナナ農園は、現地のモデル農園かもしれませんが、18ヘクタールのバナナ畑を10人で経営されていて、ここでは農地の集積と、経営の統合が既になされておりました。また、ガイドさんの話では、台湾でも日本同様、健康志向が強く、少々高くてもオーガニックの商品が売れているとのことございましたが、このバナナ園も、有機無農薬で栽培しているとの説明でした。このバナナは高尾市内のセブンイレブンやファミリーマーケットで、1本30台湾元、日本円で約108円で売れていると誇らしげでございました。近年、台湾バナナが日本でほとんど見かけなくなった理由が分かったような気がいたしました。このバナナ園訪問の往復の車中からは、あさぎり町の三反畝町の倍以上の面積の圃場が、整然と並んだ広大な農地が遙かかなたまで広がって行って、さまざまな作物が栽培されているのが見えました。10数年前に同じ高尾市郊外に農業事情の研修に行った人たちのあちの農業は遅れているという話と、全く違って驚きました。台湾は近年、工業分野で急速な発展を遂げていますが、政府が今度は農業の近代化にも力を入れているのだろうと推測いたしました。また、既に田植えが済んだ田んぼが車中から見えましたが、台湾は日本が統治していたころから、日本と同じ（たんりゅう米）が定着していて、現在では、コシヒカリやつや姫などの日本のブランド米も多く栽培されているそうでございます。ホテルで食べた白米は、国内の米と比べても、普通においしいというのが同行した全員の感想でした。また滞在中、食事後のデザートには必ずスイカが出ましたが、どこのも糖度が高く、皮も薄く、口あたりも滑らかで、日本でも一級品で通用するというのも一致した評価でした。TPPが発行すると、気候の関係などで台湾で栽培できないものについては、日本からの輸出は一段と増えると思いますが、向こうでは米は2期作で、年に2回収穫できますし、スイカなどは年間を通して露地栽培できるとのことですし、柑橘類の種類も豊富です。露地栽培されている電照菊も見ました。品物によっては、日本への輸出も増えると思いますが、既に、中国や香港の農産品輸出のライバルになっているのではないかと感じて帰ってまいりました。なお、交流協会からいただいた資料は、議長室の棚に上げておりますので、ご希望の方はご覧いただきたいと思っております。本日までに受理した平成27年12月定例日以降の請願書、陳情書については、お手元に配付しました一覧表のとおりです。地域福祉推進拠点施設としての活用を図るため、旧東庁舎売却等の中止を求める請願書については、議会運営委員会へ付託します。軽度外傷性脳損傷・脳しんとうの周知と予防、その危険性や予後の相談の出来る窓口などの設置を求める陳情に

については、総務文教厚生常任委員会へ付託します。例月現金出納検査については、12月定例日以降の指摘事項はありません。検査報告書は事務局に保管してありますので、閲覧していただきたいと思います。以上で議長の報告を終わります。

◎議長（橋爪 和彦君） 次に、総務文教常任委員会の報告を求めます。溝口総務文教常任委員長。

◎総務文教常任委員長（溝口 峰男君） おはようございます。それでは、総務文教常任委員会から報告をいたします。1月18日午後1時30分から白髪岳会議室に於きまして、社会体育施設改修長期計画について、教育課から説明を受けました。平成37年度までの実施計画が示されまして、深田高山総合運動公園、上総合運動公園、岡原総合運動公園、免田総合体育センター、免田地区体育施設、須恵地区体育施設、B&G海洋センターの実施スケジュールと、事業費の説明を受け、委員会といたしましては、総事業費4億8,000万余りとなっており、多額の事業費を伴うことから、最大限の国県の補助事業に乗せられるように対応すること。また、須恵文化ホールの改修や、学校施設整備も必要なことから、一体とした整備計画を作成して、議会へ提出するよう申し入れをいたしております。2月17日午前10時より、白髪岳会議室におきまして、付託案件である、所得税法第56条の廃止を求める意見書提出を求める陳情について、税務課から説明を受け審査を行いました。所得税法第56条は、事業主の配偶者とその親族が事業に従事した時、対価の支払いが必要経費に算入しない。これは条文の趣旨でございますが、そのことによりまして、必要経費として認められておりません。しかしながら、法第56条は、ここは立法経緯や趣旨も家族間や社会通念の変化により、その意義は制定当時とかなり乖離した内容となっております。また、個人の尊厳や個人主義が中心に据えられる現状の社会においては、法第56条の規定は馴染まないものとなっていることから、廃止論が叫ばれております。全国の416市町村8件が意見書を採択いたしております。委員会といたしましては、今議会中に結論を出すようにいたしております。次に、所管事務の調査を行いました。総務課から公共施設における事故等や、賠償補償保険制度について説明を受けました。事故が起きた時の対応については、その都度対応するということになっておりますが、初期の対応については迅速にかつ丁寧に対応すること、また各課担当者が異動しても、事務手続がスムーズにいくように、マニュアル等を作成するように指摘をいたしたところです。また、指定管理者制度の取り扱いでは、施設内でその指定管理者が独自の事業運営する場合は、その運営上もたらされる賠償責任は、その指定管理者が負うことになっているため、管理者が保険加入の手続をしているのかの確認をするように申し入れをいたしております。以上で、委員会の報告は終わります。

◎議長（橋爪 和彦君） 次に、厚生常任委員会の報告を求めます。永井厚生常任委員会委員長。

◎厚生常任委員長（永井 英治君） おはようございます。厚生常任委員会の報告をいたします。2月18日、本庁舎白髪岳会議室において、町民課、福祉課、保健環境課から、それぞれの新年度事業について説明を受け審議をしております。まず、町民課より、「熊本県後期高齢者歯科口腔健康診査事業実施方針」の説明を受けました。この事業は、後期高齢者の口腔機能低下や誤嚥性肺炎等の予防が目的で、対象者は後期高齢者医療制度の被保険者で年1回の受診を実施する事業という説明を受け、委員からは、目標受診率や健診単価またその対象者への周知の方法についての質問があり、特に周知方法については、町の広報紙と併せて対象者には後期高齢者の保険料の決定通知書と併せてお知らせをするとの回答でありました。次に、福祉課より、1) 障害児保育事業の拡充についての見直しについて。2) 年金生活者等支援臨時福祉給付金の実施について。3) 生活支援サービス体制整備事業の実施について。4) 地域密着型サービス施設等の整備事業補助金について。5) 条例の改正及び廃止について。これは改正4件、廃止1件になります。この五つの説明を受けております。それぞれの事業について質問があったわけですが、条例の改正の中で「あさぎり町出生祝い金支給条例の一部を改正する条例の制定」の説明で審議では、近隣市町村との関係から、祝い金の基準が幾らかという判断は難しいが、喜んで子供を産んでいただけるような施策として、今回祝い金の増額

を考えているとのことで委員会としても了承しております。次に、保健環境課より、1) あさぎり町鍼灸治療費支給制度の改正について。2) 家庭系不燃物ごみの収集分別事業についての見直しの説明を受け審議をしております。家庭系不燃物ごみについては、本町では年間160トン排出されており、その中には資源有価物が3割程度混入しているの見込んでおり、それを町内資源有価物回収業者が選別することでごみ減量化につながる。選別費用が発生するがクリーンプラザへの持ち込みが減少することで処理負担金の削減が見込めるとの説明を受けました。委員からは、ごみ減量化については町民への周知がまだまだ不足しているのではないかな等の意見質問がありましたが、この事業は郡市でも初めての事業でありますので、先進事例になるように取り組んでほしいとの委員会としての結論でありました。以上、厚生常任委員会の報告を終わります。

◎議長(橋爪 和彦君) 次に、建設経済常任委員会の報告を求めます。徳永建設経済常任委員会委員長。

◎建設経済常任委員長(徳永 正道君) おはようございます。それでは、建設経済常任委員会から、報告をさせていただきます。平成27年12月定例日以降の委員会の報告といたします。平成27年12月21日月曜日13時より、議事堂第二研修室におきまして、所管事務の調査ということで、農林振興課より、上財産区についてと薬草加工場建設についてを議題として、説明を受け協議をいたしました。このことにつきましては、先の全員協議会において説明がなされたとおりでございます。平成28年1月14日木曜日10時30分より、上下水道課から水道料金の改定についてを議題として、議事堂第二研修室において審議をいたしました。このことにつきましては、1立方メートル当たり120円のところを135円に改定させていただきたいということで審議をした結果、委員会としては了承をいたしました。次に、平成28年2月3日水曜日10時より、議事堂第二研修室におきまして、旧東庁舎の入札の件についてと、28年度主要事業についての件で商工観光課より説明を受けたところであり、旧東庁舎の入札の件につきましては、随意契約から一般競争入札に切りかえると説明があり、県の弁護士と相談の上、協議をしながら進めるとのことで、議員各位御承知のとおりでございます。同じく2月8日月曜日、議事堂第二研修室において、2時30分より、農林振興課所管の28年度主要事業について説明を受けたところであり、最後に、ふるさと振興社の経営改善に向けた取り組みについて、問題点を提起しておりました件について、酒井社長に資料調査をお願いしておいた結果、豆乳製造機導入の折の、クレジット会社との契約書に商品名も書いてなく、不透明な部分が見られたところもありました。導入機の価格も高騰なものでありまして、月々のリース代が16万8,200円に上り、16年5月から23年の4月までの7年間にわたり、84回の支払が振興社経営に悪影響を及ぼしていたとの酒井社長の話でございました。以上、報告を終わります。

◎議長(橋爪 和彦君) 次に、人吉球磨広域行政組合議員の報告を求めます。徳永人吉球磨広域行政組合議員。豊永議員でした。

◎議員(7番 豊永 喜一君) おはようございます。人吉球磨広域行政組合の報告を行います。平成28年第1回人吉球磨広域行政組合議会定例会が、2月26日午前10時から、人吉球磨クリーンプラザ大会議室において開会されました。日程第1、会議録署名議員の指名委員については、7番、西信八郎議員と8番、笹山欣悟議員が、指名されました。日程第2、会期の決定については、2月26日開会、2月27日から3月24日までを休会とし、3月25日までとすることに決定しました。日程第3、行政報告については、理事会代表理事から、平成27年12月定例理事会から平成28年2月定例理事会の3回の理事会での審議事項について報告がありました。日程第4、議案第1号、平成27年度人吉球磨広域行政組合一般会計補正予算から、第12、議案第9号、人吉球磨広域行政組合非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定についての9議案を一括し、執行部の提案理由の説明を、日程第4、議案第1号から日程第6、議案第3号まで及び日程第11、議案第8号の4議案について補足説明を受け、議案ごとに質疑、採決を行い、議案第8号及び議案第1号から議案第3号の4議案については、原案のとおり可決し、1日目

は散会となりました。あさぎり町議会からミシマサイコ栽培に関する要望書については、全協で事務局より説明があり、質疑では、旧免田処理場跡地の活用を検討すること等がありましたが、理事会で協議された後、会期最終日に改めて協議することになりました。以上、報告いたします。

◎議長（橋爪 和彦君） 次に、公立多良木病院企業団議員の報告を求めます。久保公立多良木病院企業団議員。

○議員（3番 久保 尚人君） おはようございます。それでは、公立多良木病院企業団議会の報告をいたします。平成28年第1回病院企業団議会定例会は、3月2日に招集されました。今定例会では、一般質問が5名、平成28年度病院企業団、病院、老健及び健診事業会計予算、上球磨地域包括支援センター他4件の特別会計予算、平成27年度補正予算1件、病院企業団負担金等2件、企業団条例の用字用語の整備1件等を慎重に審議いたしまして、1件を除き、全て可決いたしました。大島企業長の施政方針では、平成28年度の運営方針として、医師の安定した確保、経営基盤の安定化、この2点を挙げられ、職員一丸となって取り組んでいくと報告されました。平成28年度病院、老健及び健診事業会計予算では、収益的収入38億4,056万6千円、前年度比2億9,150万6千円増です。収益的支出40億1,158万5千円、前年度比1億1,113万8千円増、1億7,101万9千円の純損失の予算となっておりますが、医師不足の解消がままならず、具体的な病院経営の改善策が示されないままでしたので、議員より財政再建の具体案を示すべきであるから、会期延長して審議するべきとの動議が出され、賛成多数で可決されました。ちなみに、27年度は3億円を超える赤字が見込まれております。病院議会では、住民の皆様の健康と医療を守るために、どのような病院経営が最適であり、また、継続的な経営が可能であるかを真摯に議論していきたいと考えております。最後に、あさぎり町負担金につきまして、病院事業で特別交付税55万6千円、老健事業の特別交付税の2,078万3千円、病児・病後児保育事業負担金147万9千円、合計2,281万8千円となっております。以上、簡単ではございますが球磨郡公立多良木病院企業団議会の報告を終わらせていただきます。

◎議長（橋爪 和彦君） 次に、上球磨消防組合議員の報告を求めます。小見田上球磨消防組合議員。

○議員（11番 小見田 和行君） おはようございます。上球磨消防組合議会報告を行います。去る3月4日、平成28年第1回上球磨消防組合議会定例会が午後1時30分より、上球磨消防組合会議室で開会されております。日程第1、会議録署名議員に多良木選出の宇佐議員、あさぎり選出の永井議員を指名して、日程第2、会期の決定につきましては、3月4日1日限りと決定いたしました。日程第3、承認第1号としまして、専決処分の承認を求めることについてを議題とし、27年度上球磨消防組合、補正予算第2号の専決処分について報告を受け、承認されました。内容としまして、庁舎建設にあたり、隣接民有町購入する必要があるため、多良木町より負担金として453万6,920円を受け入れ、土地購入費449万2,000円、その他に充てるものであります。この土地は所有権が移転済みでありまして、上球磨消防組合の所有となっております。日程第4、議案第1号、上球磨消防組合職員の給与に関する条例の一部改正についてを議題とし、人事院勧告、給与制度の総合的見直しに伴い、条例を改正する議案であり、原案可決いたしました。日程第5、議案第2号、上球磨消防組合火災予防条例の一部改正についてを議題とし、上球磨消防組合火災予防条例の一部改正について、対象火気設備の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令の一部を改正する省令が公布されたことにより、上球磨消防組合火災予防条例別表第3号を改正するもので、原案可決されております。日程第6、議案第3号、平成27年度上球磨消防組合一般会計補正予算（第3号）についてでございます。これは人事院勧告を受けて、27年4月にさかのぼり給与を支給されるため、その不足分を補正するものが主な補正でございまして、原案可決しております。日程第7、議案第4号、平成28年度上球磨消防組合一般会計予算についてを議題とし、庁舎建設

の基本設計及び実施設計8,500万を含む、歳入歳出それぞれ6億400万の一般会計予算を上程するの
であります。それに合わせ、28年度予算執行に当たり、次のような附帯決議をつける旨の動議が、あさ
ぎり町選出の橋本誠議員より提出されました。決議内容は、庁舎建設に当たっては、構成町村の財政計画に
多大な支障を与えないよう、有利な起債、補助金等の調査を十分に行い、最小の投資で、最大の効果を得る
よう配慮を行うこととあります。附帯決議と併せ、28年度一般会計予算を審議を行い、原案のとおり可決
いたしました。ちなみに、負担金に占めるあさぎり町の負担割合は48%であり、あさぎり町の一般負担金
は、2億2,230万8,000円、公債費負担金は458万9,000円、整備費負担金は2,810万7,
000円でございます。続きまして、その後全員協議会を開き、消防組合の当面の課題であります、人吉球
磨地区地域消防力強化について、上球磨消防組合本部庁舎建設について、上球磨消防組合西分署建設につ
きまして、正副組合長と意見交換を行い、今後も協議を継続していくことを申し合わせ、閉会いたしました。
以上、上球磨消防組合の報告を終わります。

日程第4 行政報告及び教育行政報告

◎議長（橋爪 和彦君） 日程第4、行政報告及び教育行政報告を行います。まず、行政報告を行います。町
長。

●町長（愛甲 一典君） 私町長より、行政報告をさせていただきます。今回のこの議会は、議員の皆様にお
かれましては、4月の改選前の議会でありますけど、どうか全議案、慎重に検討いただきますように、よろ
しくお願いいたします。それでは、あさぎり町の行政状況ということで、前回の議会以降の主な内容につ
きまして、手元の資料でポイントを絞って、報告をいたします。まず、1ページ目の上から3番目ございま
す。12月2日、球磨地域新規就農者激励会が免田のポッポー館で行われておりまして、この時の参加者は
球磨郡全域で10名の方、そのうちの3名があさぎり町ということでございました。激励会、先輩の意見や
講演会を行ったところでございます。下から二つ目、12月12日から14日、林業活性化協議会展示会と
いうことで、これもポッポー館で行われておりますけども、これは昨年、熊本の方で、林業活性化の皆さん
達が、色んな手づくりあるいはその他の製品を展示されましたところ、非常に好評だったことから、あさ
ぎり町でも開催をされたものでございます。次のページお願いいたします。上から3段目、12月21日、公
営企業審議会ということでございますけど、上下水道料金改定についてということで、特に水道料金の件に
つきまして、先ほど建設常任委員会委員長の説明のあったとおりでございます。水道料金の今後の改定につ
いて、答申をさせていただきました。この点につきましては、29年度に水道料金の会計一本化に取り組み
ますけども、30年度以降にこの料金の審議内容につきましては、改定に向けて進めていくというもので
ございます。あと1月6日、10日、11日と本当に皆様方には、新春の集いから出初式、上球磨放水競技大
会等々、出席いただきまして、ありがとうございました。次のページいきます。上から3段目、1月12日
から18日、町立保育所の民営化に向けた説明会を保護者の方に行っているところでございます。これは何
度も、丁寧に説明しながら、この4月以降の民営化に向けて、不安を取り除きながら、進めていくとい
うことで実施しているところでございます。今のところ大きな問題もなく、この4月の民営化に向けて展開し
ていってるという状況でございます。下から2番目、1月15日、農業女性の会・JA女性部の合同交流会が、
JAあさぎり支所で行われまして、この時に保健師による認知症の予防等の講演を行いました。約40名
の方に受講していただいております。次、お願いいたします。次のページです。1番上でございます。1月1
9日、第4回包括ケア会議ということで行っております。これは今後、町内の各事業者、介護支援専門員に
集まっていただきまして、いわゆるトータル的な介護系の包括ケアを行っているということで、大きな取
組みとなっていくものでございます。非常に高齢化が進んできまして、非常に今後、一人一人の方をしっ
かりと見ていくということで、引き続き、全体的な事業者の協力を得ながら、進めていくということでござい

ます。中ほど、1月28日、熊本県農業コンクール大会の表彰式が熊本市であっております。あさぎり町からは、新人王部門で優良賞ということで、免田築地の中村幸人さん、桃子さん夫婦が受賞されております。次のページに移ります。1番上、2月7日、松林再生ボランティア事業ということで、深田の松林があった山が、松くい虫等で、非常に今、山が松が減ってきておりますけど、ボランティアの方17名の方が参加いただきまして、この抵抗性の強い松300本を植栽をしていただいております。下から二つ目、2月12日、須恵地区の松尾集落が、鳥獣害対策を実施した集落ということで、全国で大臣表彰をこの地区が受けていただきました。熊本県の支援もいただきながら、地域の方々が一丸となって地域を守る、この鳥獣害防止の取り組み、敬意を表する取り組みとなっているところがございます。次のページです。1番上の方でございますが、糖尿病予防教室ということで、2月18日、せきれい館で行っておるところでございます。皆さんのお手元に書いてあります、このHbA1C6と書いてあります。これはもっと分かり易く言いますと、ヘモグロビンA1C、これ、どういうことかと言うと、糖尿病の危ない程度を示す表現で、6というのがついてますけど、6以上になると、非常にもう要1のレベルになってくるということでもあります。非常に郡市あさぎり町も含めて、糖尿病患者が増えていますので、特にこの予防防止に努めて、活動しているということがございます。1番下でございます。2月24日、球磨郡では郡市合わせて、エコバック、いわゆるマイバッグキャンペーンということで、スーパー等に行きました時に、買い物ビニール袋をいただかない、それをやめようという取り組みを、減らそうという取り組みを行っております。27年度と28年度が、この推進では、あさぎり町が球磨郡市の担当町村となっております、私もこの時に行って、バックの贈呈をさせていただきましたけど、引き続き、平成28年まであさぎり町が担当して進めていくこととなりますので、そのことをお伝えしておきます。最後のページですけど、中ほど2月24日、農政座談会ということで、JAあさぎり支所におきまして、参加者およそ125名の方においでいただきまして、今年の水田の作付状況、その他の説明を行ったところがございます。以上、簡単に説明申し上げましたけども、以下、次のページに入札結果を記載しておりますので、後ほどご覧いただければと思います。以上、報告といたします。

◎議長(橋爪 和彦君) 次に、教育行政報告を行います。教育長。

●教育長(中村 富人君) 教育行政報告を行います。お手元の資料をもとに、行いたいと思います。まず1ページでございます。主なものを説明いたします。上から2番目でございます。平成27年11月の29日、第13回あさぎり町内一周駅伝大会を行っております。39チームの参加がございまして、結果としましては、優勝が吉井Aチーム、2位が二子チーム、3位が永岡チームでございました。次に、2ページをお願いいたします。1番上でございます。平成27年の12月12日、荒茂毘沙門堂仏像国重要文化財指定記念講演会及び祝賀会を、せきれい館で行っております。議員の皆さんにもたくさん出席いただきまして、ありがとうございました。次に、下から2番目でございます。12月の20日、第63回球磨一周市町村対抗熊日駅伝大会、今回は人吉市をスタート、ゴールとする内容でございました。あさぎり町からは3チームが参加いたしまして、結果はAチームが2位、Bチームが14位、Cチームが20位でございました。次に3ページにまいります。上から2番目でございます。1月の4日、平成28年あさぎり町成人式を行っております。対象者は162名でございましたが、当日は137名の出席があっております。次に、中ほどでございますが、1月の13日、学級編制市町村ヒアリング、球磨教育事務所で行われております。これは来年度、平成28年度の教職員配置に関するようなヒアリングでございます。1月15日現在での、来年度の児童生徒数でございますが、小学校は912名、47学級。中学校は489名、18学級となっております。現在では異動等がありまして、少し変わっておりますが、昨年度と比べますと、小学校の児童数はプラス12、学級数は、+-0でございます。中学校は生徒数がプラス1、学級数は+-0という状況でございます。本年度は小学校の方で増加しておりますが、この後は、緩やかでございますが、少しずつ減少する、そういう形に

なっております。次に、4ページにまいります。上から2番目でございます。1月の24日、第33回郡市対抗女子駅伝大会、熊本市中心に行われております。これには球磨郡代表といたしまして、あさぎり町内からは選手が1名、監督1名、マネージャー1名、3名が参加をしております。結果は10位でございます。その下でございますが、1月24日日曜日、あさぎり町青少年健全育成町民大会、これは色々議員の皆様にも御協議いただきながら、ご参加いただきながら、そういうものでございましたが、当日は降雪、大雪のために中止となっております。1番下でございます。2月4日木曜日、第2回「未来へつなぐ あさぎり町教育フェスティバル」須恵文化ホールで行っております。これは学校教育と社会教育を一緒にしました実践発表会でございます。ここにも、議員の皆様にもたくさん出席いただき、ありがとうございます。本年度は昨年度に比べまして、参加者がかなり増えておまして、約300名の参加がっております。次に5ページにまいります。上から3番目でございますが、28年の2月14日、第41回郡市対抗熊日駅伝大会、先ほどは女子の大会を申し上げましたが、男子でございます。これは天草市から熊本市までです。球磨郡代表としまして、あさぎり町からは監督1、選手3、計4名が代表として参加をしております。結果は3位でございます。その下でございます。2月の14日、体験活動「アイススケート楽しもう」これは、あさぎり町の公民館の事業の一つでございます。延々続いております。概要としましては、青年団、本年度は19名に応援をしていただきながら、町内の4年生、6年生、53名が参加をしております。1番下でございます。2月の21日、第62回文化財防火デーに伴う防火・防災啓発事業、本年度は、谷水薬師像を中心に行っております。これも5地区を回しております。昨年度は深田地区で、せきれい館で行っておりますが、本年度は谷水薬師堂で行っております。上地区の麓住民の皆様を初め、地元消防団、上球磨消防署、文化財保護審議委員の参加を得て、実施をいたしました。次に6ページの最後でございます。上から3番目、1番最後でございますが、2月の28日、これにはあさぎり町芸術祭、(ステージ発表の部)を行っております。場所は文化ホールでございます。なお、3月の5日6日につきましては、この芸術祭の展示の部がポッポ一館で行われました。以上でございます。

◎議長(橋爪 和彦君) ここで10分間休憩いたします。

休憩 午前10時53分

再開 午前11時05分

◎議長(橋爪 和彦君) 休憩前に引き続き、会議を開きます。

日程第5 施政方針説明

◎議長(橋爪 和彦君) 日程第5、施政方針の説明を行います。町長から、平成28年度の施政方針を述べたいとの申し出がありましたので、これを許可します。町長。

●町長(愛甲 一典君) 議会の冒頭でありますけど、平成28年度のあさぎり町長として、どう取り組んでいきたいかということで、ただいまから、施政方針を述べさせていただきます。平成28年度当初予算を上程しご審議をお願いするにあたり、平成28年度あさぎり町政の基本的な考え方並びに本年度の進め方について、施政方針を述べさせていただきます。議員各位をはじめ町民の皆様のご理解とご協力を賜りますよう、宜しくお願い申し上げます。まず、現状認識でございます。本年は、町長として10年目の大きな節目の年であります。町長を目指した一番の目的は、地方の市町村が直面している少子高齢化の波を少しでも穏やかにすることができるのではないか、そのために若い人たちに仕事の間を提供し、高齢者が健康で生きがいを持ち、安心して暮らすことができる町にしたいという熱い思いからであります。その思いは、今も全く変わりません。しかし、今もなお、じわじわとこの波が大きくなろうとしています。国は、この対策として、

『まち・ひと・しごと』という地方創生の旗印を掲げ、それぞれの市町村に地方創生総合戦略の策定を求めてきました。これまでも、少子高齢化に歯止めをかけようと様々な努力をしてきた市町村にとって、これからさらに何ができるのか、そう簡単に新しい道が見つかるとは思えません。しかし、仕事がないと人は地元に残れない、あるいは定住することができないという考えに基づき、これからも仕事づくりをまちづくりの第一の取り組みテーマとして捉え、町民の皆様の期待に応えていきたいと考えております。平成の大合併で旧中球磨5か町村が合併して誕生したあさぎり町、合併後に残された課題の整理や方向付けも私の重要な役割であります。中学校を1校に統合し、保育所の民営化もいよいよ来月4月から実施となります。今後も空き施設の活用や複数運営している温泉施設の利活用方法の見直し、上財産区の運営の在り方等、町民の皆様の理解を得ながら方向付けを行っていく所存であります。一方で、合併により優遇されていた普通交付税も一本算定への移行期間の3年目となり、普通交付税の減額に伴い平成28年度から単年度収支の赤字が見込まれることから、これまで積み立ててきた財政調整基金やまちづくり基金等の一部取り崩しで対応することを余儀なくされてきております。今後、普通交付税の一本算定への移行による歳入減に対応するために、歳出削減の取り組みを長期的に行う必要があることから、現在、第3次行財政改革計画を策定中であります。今後は、1つ1つの細やかな収支改善に取り組み、財政運営の健全化を進めていきたいと考えております。そうは言いながらも、若者が希望をもってあさぎり町で活躍できる取り組みに対しては積極的に支援するなど、メリハリをつけた行財政運営を心がけていく所存であります。平成28年度の主な取り組みについて説明いたします。まず第一です。あさぎり町地方創生の推進。あさぎり町としてのまち・ひと・しごと創生総合戦略を、1月末に県及び国に提出いたしました。その基本とするところはあさぎり町にしかないものに光を当て、他市町村との差別化を図ることです。基本テーマの1つは、今後増大する医療や介護費用を抑える健康づくり、2つ目は全国に1つしかない現役のおかどめ幸福駅をはじめ、「必ず来る幸福」という花言葉をもつ町の花リュウキンカなど、幸福の町あさぎり町を全面的に打ち出し、球磨・人吉観光の1つの拠点となるように取り組みます。・健康づくり。健康づくりとして今後検討し進めていきたい事は、現在進めている病気予防のための健診受診率の向上、食育の推進などを更に進めながら、谷水薬師周辺整備、健康祈願者を増やすイベントなど楽しく話題性につながる健康づくりに町を挙げて取り組んでいきたいと思えます。幸福の町づくり、幸福の町づくりについては、おかどめ幸福駅を中心に展開し、周辺の草刈りや花植えを、青年団や町の人達の協力も得ながら進めていきます。隣接の町道については、国道219号線から深田の古町まで歩道付の道路として整備し、観光バスのアクセスや球磨川サイクリングの中継基地として、おかどめ幸福駅に気軽に立ち寄れるようにしていきます。今年の球磨川マラソンでは、おかどめ幸福駅周辺を走るなど内容の見直しにより、参加者数の拡大を図り、1000人規模の大会にしていきたいと考えておりますので、議員の皆さんのご支援を宜しくお願い致します。2 産業の活性化。仕事をどう維持し増やしていくか、町の政策として一番難しいことですが、事業ごとのきめ細やかな対応や支援に努力いたします。地産地消。農産物、加工品、衣料、雑貨などの商品を地元の商店で買う、飲食やサービスなども地元をできるだけ利用する、ありがた商品券や住宅改修費補助など、町内で経済が循環するしくみづくりを進めていきます。農業支援センターの法人化。農村集落が抱える担い手の高齢化や、後継者不足といった多くの課題への対応、農業所得の向上を目指し、農業支援センターを法人組織とし、新規就農支援、集落営農法人化に向けた支援、農作業受委託などへの取り組みを検討していきます。・菓草加工施設建設について。菓草加工場については、九州の生産拠点として、工場の建設ができるように進めていきます。・ネット販売力の強化。農産物をはじめ町の特産品販売拡大のためには、インターネットでの販売が不可欠です。販路開拓の取り組みとして、インターネット販売を目指す人達のレベルアップを図る研修会等を開催し、あさぎり町全体としてネット販売の底上げを図ります。3 人材の育成。何を成すにも最後は人です。今後、特に力を入れたいと考えている

事項は次のとおりであります。・小中学生の育成。あさぎり町教育振興基本計画の基本目標に掲げてある「生きる力をはぐくむ」が最も重要と考えております。たくましく生きることの1つが、自分で考え発表し、人との対話がしっかり出来ることです。基礎学力と対話力を身に付けて、義務教育を終えるように努めていきます。特にこれからは世界で活躍できる人材をめざす必要があり、英語力の強化等で特徴ある学校を目指します。・後継者育成。現在、そして今後を担う青壮年の方たちに対して、目指そうとする町の姿、球磨・人吉の産業や観光面での取り組みや課題など、研修会や意見交換、起業や先進的なチャレンジに向けた講演会等の開催を行いたいと考えております。・小学校部活動の社会体育移行。スポーツや運動は心身の健やかな発達を促すとともに、仲間や指導者との交流を通じ、コミュニケーション能力や他人に対する思いやりを育むなど、青少年の健全育成に重要な役割を果たしています。今回、小学校の部活動を社会体育へ移行するという県教育委員会の基本方針に基づき、本年度から移行に向け具体的な検討を開始します。4 行財政改革。普通交付税が一本算定への移行期間で、段階的に削減されていく中、行財政改革は必要不可欠であり、平成28年度から実行に移す第3次行財政改革プランの推進が重要と考えています。今年度は特に次のことについて取り組んでいきます。・公会計の推進。現金主義・単式簿記によるこれまでの地方自治体の会計制度に発生主義・複式簿記といった企業会計的要素を取り込むことにより、資産・負債などのストック情報や、現金主義の会計制度では見えにくいコストを把握し、自治体の財政状況等をわかりやすく開示するとともに、資産・債務の適正管理や有効活用といった、中・長期的な視点に立った自治体経営の強化に資するものとして、公会計を整備します。・温泉施設の再構築。あさぎり町内にある温泉施設について、行財政面等から温泉施設の運営方針を策定し、地域住民の理解を得ながら具現化に向けて取り組みます。・上財産区の今後の方向付け。上財産区管理会と協議を重ねるとともに、上地区住民や分収林代表者などの理解を得て、財産区の有り方を見極めていきます。・上水道と簡易水道の統合。平成29年度からの会計統合に向け、資産台帳等の必要データを整理し、水道事業会計システムの整備を行います。簡易水道事業会計については、平成29年3月末で廃止し、決算処理を行います。5 安全・安心な町づくり。災害や犯罪、交通事故から町民の生命や財産を守ることが、行政としての重要な役割であります。そのためには、防災や防犯、交通安全対策に関する知識を住民自身が身につけていただくことが重要であり、万一災害にあった場合でも被害を最小限に食い止め、犯罪や交通事故が起こらないようにするといった、日常的な地域ぐるみの取り組みが重要と考えております。・自主防災力の強化。安全安心なまちづくりを推進するため、特に自然災害におきましては、災害直後の初期の活動が被害の軽減に大きな役割を果たすことから、「自分達の地域は自分達で守る」という意識の高揚を図りながら、さらなる自主防災組織の育成、避難訓練など、消防団、消防署等関係機関と連携し、整備に努めて参ります。・見守りカメラの導入。高齢化が進む中、認知症の方も増加しており、これまでも行方不明者の捜索に、多くの消防団の出動をお願いしてきました。また、最近では、犯罪等も巧妙化してきております。これらの事案に対応するために、見守りカメラを町内に設置し、行方不明者の捜索や、児童生徒の見守り等を行っていきます。・道路及び橋梁の整備。通学路の歩道整備及び、道路ストック総点検に基づく、舗装補修や橋梁補修を実施します。6 福祉の充実。町民福祉につきましては、保健・医療・福祉サービスの連携による地域福祉の充実を図り、すべての町民が安心して健やかに暮らせる福祉のまちづくりに積極的に取り組んでまいります。・健康づくり。若い時から正しい生活習慣を身に付け、健康意識を高めるために、特に、子供たちと家庭、学校、地域とが一体となって「15歳までに一人でご飯をつくれるプロジェクト」に本年度から取り組みます。・地域包括ケアシステムの構築。高齢者やその家族の視点に立ち、住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができる「地域包括ケアシステム」の構築を進めていきます。・子育て環境の充実。家庭や地域、学校などで、安心して楽しく子育てができるまちづくりを目指し、母子の健康づくりのための相談体制や就学前児童の保育サービス、放課後児童対策の充実等に取り組んでい

きます。7 信頼される役場。・総合窓口の定着。平成27年5月から開設した総合窓口の利便性のさらなる向上の為に、各課の連携をさらに強化し、総合窓口でお客様のご用件を完結できるよう進めていきます。・職員資質アップ研修。職員の資質向上を図るため、階層別の職員研修を実施し、職位に必要な知識等の習得を図ります。また、専門的な外部研修の受講機会を増やし、専門性の高い職員の育成を図ります。8 広域連携の取り組み。広域連携の必要性や重要性を理解しながら、球磨・人吉全体の活性化に取り組んでいきます。・観光について。人吉に来られる観光客を上球磨に来て頂けるかが重要であり、このことが球磨人吉全体の宿泊客の増加につながると考えます。日本遺産登録の「相良700年が生んだ保守と進取の文化」を支える構成文化財をはじめ相良三十三観音や本町に数多く点在する文化歴史資源を活用し、水上村、湯前町、多良木町と連携しながら、上球磨の魅力アップに努めます。・地域医療について。公立多良木病院については、医師確保に努めながら、公立病院構成4町村の開設者として、公立病院の安定した医療体制の拡充と経営収支の改善に努めていきます。また、地域包括支援など郡市広域連携の枠組みづくりに努めていきます。・上球磨消防署について。消防庁舎が耐震基準を満たしていないことから、新しく建て替える必要があり、平成28年度において基本設計を実施し、平成31年度の建設を目標に進めていきます。あさぎり町と錦町、相良村との境界地区への救急車や消防車到達時間の短縮については、下球磨消防との連携の可能性と、あさぎり町西分署の在り方両面から検討し、平成28年度中に方向付けをしていく考えです。9 平成28年度予算編成の概要。平成28年度当初予算編成についての基本的な部分を述べさせていただきます。あさぎり町に課せられている最大の課題は、合併特例の一つである普通交付税が、一本算定への移行期間で、段階的に削減されることにあります。今年度は、合併算定替えと一本算定の差額の50%が削減されます。平成28年度の予算総額は、102億6,057万7千円であり、前年度の骨格予算と比較した場合、6億5,380万6千円の増となっています。歳入予算を見てみますと、約半分を占める普通交付税は、7月本算定を受けて決定されますが、現段階では段階的削減と地方財政計画を参考としたときに、45億9千万円程度とし、前年度に比べ5億2千万円程度の減を見込んでおり、予算計上額を43億3,382万4千円としております。また、今年度から、財源不足のため財政調整基金を取り崩し、3億円繰り入れております。歳出予算を「款」別にみてみますと、議会費と消防費が前年度に比べマイナスとなっており、総務費、民生費、衛生費、農林水産業費、商工観光費、土木費、教育費および公債費については、前年度と比較してプラスとなっております。なお、一般会計における平成27年度末の地方債残高見込みは、111億3,202万3千円で、この額から平成28年度償還する元金12億8,274万6千円を差し引き、平成28年度中借入れ予定の地方債6億7,260万円を加えた105億2,187万7千円を平成28年度末地方債残高と見込んでおり、平成27年度末残高見込みに比べて6億1,014万6千円の減となり、今後においても事業の精査を行い、地方債残高と公債費の圧縮を図りながら、経常経費の削減をはじめとする効率的な行財政運営に取り組みます。各特別会計については、会計独立の原則により、国県補助金やその他の特別財源の確保と経常経費の削減を行い、安易に一般会計からの繰入金に頼ることなく、効率的な予算編成を心掛けています。最後に、なんでもあるあさぎり町、これでは注目を集めることが出来ません。「あさぎり町の特徴はこれです。」と言えるようにする、あさぎり町地方創生でこのことの実現に取り組みたいと思います。これが出来れば、あさぎり町の知名度が上がり、結果、あさぎり町の農産物や様々な加工品が売れる、この様な展開を長期的な目標として進めたいと考えております。健康と幸福を軸としたあさぎり町づくり、この成功のキーワードは、あさぎり町の商工会やJAをはじめとした、町の様々な団体や組織の皆様が目標を共有し、共に頑張れるかどうかです。今年度からいよいよあさぎり町の地方創生がスタートします。町の総力を結集して、元気で魅力のある町づくりを進め、人口減という大波に立ち向かっていきたいと決意しておりますので、町民の皆様のご理解と参加をお願いしまして、施政方針といたします。

日程第6 議案第48号～日程第8 議案第55号

◎議長（橋爪 和彦君） 日程第6、議案第48号、あさぎり町職員の再任用に関する条例の制定についてから、日程第8、議案第55号、あさぎり町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についてまで、関連がありますので、一括して議題といたします。提案理由の説明を求めます。町長。

●町長（愛甲 一典君） 議案第48号、あさぎり町職員の再任用に関する条例の制定について。あさぎり町職員の再任用に関する条例を別紙のとおり制定することとする。提案理由を申し上げます。職員の雇用と年金の接続を図るとともに、能力・実績に基づく人事管理を推進するため、本条例を制定する必要があり、提出するものでございます。議案第54号、あさぎり町職員の勤務時間、休暇等に関する条例等の一部を改正する条例の制定について。あさぎり町職員の勤務時間、休暇等に関する条例等の一部を改正する条例を別紙のとおり制定することとする。提案理由を申し上げます。あさぎり町職員の再任用に関する条例を制定することに伴い、関係する条例の一部を改正する必要があるため、提出するものでございます。議案第55号、あさぎり町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について。あさぎり町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定することとする。提案理由を申し上げます。一般職の給与の改定、あさぎり町職員の再任用に関する条例の制定及び行政不服審査法（平成26年法律第68号）の施行に伴い、当該条例の一部を改正する必要があるため、提出するものでございます。以上、一括して提案いたします。詳細につきましては、担当課長より説明申し上げます。どうか審議の上、可決いただきますよう、よろしく願いいたします。

◎議長（橋爪 和彦君） 総務課長。

●総務課長（小谷 節雄君） それではまず、議案第48号について御説明いたします。あさぎり町の職員の再任用に関する条例でございますが、町職員の再任用制度について、まず概略を御説明をさせていただきたいと思っております。平成13年度から国におきましては、公的年金の基礎年金相当部分の支給開始年齢が65歳へ段階的に引き上げられたことに対応いたしまして、同年度から60歳定年後の継続勤務のために、施行された新たな任用制度ということで、再任用制度というのを国においては、スタートしております。さらに、平成25年度以降は、年金の報酬比例部分の支給開始年齢も段階的に60歳から65歳へと引き上げられていっておりますが、その定年退職した後の、職員の無収入期間が発生しないように、雇用と年金の接続を図る、併せて、職員として長年培った知識と経験の能力を、十分に活用していくためといった、そういった趣旨のもとに、この再任用制度というものが国においてスタートしております、地方公共団体におきまして、同趣旨の中で、それぞれ既に大多数の自治体におきましては、この制度がスタートしておるところでございます。ちなみに昨年、平成27年の3月31日現在におきましては、全国1,788団体の中で、1,770団体が再任用制度をスタートいたしております。1年前の段階での未制定数としましては18団体ございますが、本町あさぎり町も熊本県で1団体だけ未制定という状況でございます。これは御承知のとおり、あさぎり町合併自治体でございまして、職員の定員管理上の問題があったということで、これまでは取り組んでおりませんが、今回、本町におきましても、再任用制度についての制度を設けたいということで、今回御提案をするものでございます。具体的な対象者、この再任用制度の対象者となりうるものでございますが、定年退職者並びに勤務延長後に退職したものでございまして、任用の期間につきましては、それぞれ1年でございますが、最大65才に達する日以後の最初の3月31日、その年度の末ということを最大の期間というふうに考えております。条例案の方に御説明をさせていただきたいと思っております。まず、あさぎり町職員の再任用に関する条例の1条、趣旨といたしましては、今申し上げましたような制度の趣旨を、ここに述べさせていただいております。具体的な内容としますと、フルタイムの職員、法で言います28条の4第1項がフルタイム。それから地方公務員法の第28条の5の2項につきましては、短時間勤務の再任

用、この2種類があるわけですが、そのことをこの1条ではうたっております。第2条、定年退職者に準ずるもの、法の中では、定年退職者以外のものは条例でうたうようになっておりますが、その中では、この2条といたしまして、まず1号としまして、25年以上勤続して、その後退職した者であって、当該退職の日の翌日から起算して5年を経過する日までの間にあるもの、25年以上の勤務で、定年までは勤めなくて、退職した後、5年を経ってない方については、対象になるということでございます。それから2号としまして、前号に該当する者として再任用されたことがある者、期間が25年以上勤続をして、退職をして、その後再任用をされたものが、期間が空いても再任用に該当するというところでございます。それから、任期の更新といたしましては、再任用の任期の更新は、当該更新直前の任期における勤務実績が良好である場合は、任期の更新が可能であるということでございます。再任用を行う場合につきましては、職員の同意が必要である。同意と申しましても具体的に本人から申し出があるのが前提でございますので、それを結果的に同意があるということになるかと思っておりますが、条文としましては、同意を得るようになっております。任期の末日は先ほど申し上げましたとおり、満年齢が65歳に達する日の属する年度末ということでございます。附則といたしまして、この条例は、平成28年4月1日から施行するというところでございます。議案第54号でございますが、あさぎり町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定でございますが、これにつきましては、新旧対照表をもって説明をしたいと思っております。3ページをお願いいたします。議案第48号で説明いたしました、職員の再任用制度がスタートした場合に、この条例の中で、有給休暇等の扱いが出てまいります。その中で第12条、改正後の方でございますが、4行目、(以下「再任用職員」という。)にあたっては、一の年度。この以下この項においては同じ。ということで、通常職員の色んな休暇等の扱いは、年単位、1月から12月単位で、1年を判断してまいります。再任用につきましては、採用の期間が年度単位、4月から3月という単位で回します。こういった休暇等に関しましても、再任用職員につきましては、年度の単位で回していくということでございます。中段に12条の2号につきましても、同様でございます。再任用職員によっては、当該年度という扱いでございます。それから3ページ1番最下段でございますが、18条で臨時又は非常勤の職員()としまして、再任用短時間勤務職員を除くと書いてありますが、これは通常、再任用短時間勤務職員を除く臨時又は非常勤の職員さんにつきましては、任命権者がそれぞれ別に定めるという規定が今あるわけですが、再任用の短時間勤務職員につきましては、法の中でうたっております、別途先ほど言いました、条例の中にうたっておりますので、それ以外の臨時職員さん等とは扱いが異なるということでございます。それから4ページの、特殊勤務手当に関する条例の改正でございますが、特殊勤務手当に関しまして、短時間勤務した場合の中で、この再任用の短時間勤務職員の文言をこの中に入れております。具体的には該当しますのは、現在救護施設の方で、特殊勤務手当の対象になるわけですが、そこに再任用の短時間勤務職員を雇用した場合のことを想定した、規定をここに設けたものでございます。具体的には、その場合は5,000円の現在の月額に、短時間勤務の時間数の割合を掛けた数字が、再任用の短時間勤務職員の場合の特殊勤務手当なるということになります。その下、今度は定年に関する条例でございますが、これにつきましては、新しく再任用に關しますところの条例を制定いたします関係で、定年等に関する条例の中に、定年退職者の再任用という条文が出てまいります。その分を削除するものでございます。議案第55号でございます。一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例でございますが、これにつきましては、新旧対照表の方で御説明をさせていただきます。この中で一括で御提案をさせていただく形になっておりますが、再任用に關しますところ後半出てまいりますけれども、この全体といたしましては、人事院勧告に伴いますところの給与改正、熊本県の人事委員会の勧告に基づきますところの、内容に準じまして、今回改正案を提案をさせていただくものでございます。13ページの新旧対照表でございます。その前に全体の御説明をさせていただきます。今回の給与改定につ

きましてですね。今回の給与改定につきましては、先ほど言いました、熊本県の人事院勧告の方の勧告に準じましたところの改正案でございますが、まず、これは国の方の人事院の勧告とほぼ同様でございますが、まず給与体系を若者の階層、具体的には30歳未満を例に申し上げますと、平均的に2,500円程度の増、その他30歳以降ずっと高齢になっていくごとに上げ幅を減らしまして、30才以降で平均1,100円程度の増というのが、この給与の一般全体的な改正の考え方でございます。若年層は手厚く、高齢層を低めにというのが、まず1点考え方でございます。併せて民間で言いますところのボーナス、期末勤勉手当関係でございますが、具体的には0.1カ月分をプラスするというところでございます。これは平成27年度につきましては、もう支給は済んでおりますので、いずれもこの条例が可決された場合には、今年度末3月におきまして、その分を支給するというような形になります。それともう1点、この給与制度全体の総合的見直しというのが取り組まれておりまして、これは今度は本年4月1日以降、全体的に給与を下げるということでございます。これは具体的に申し上げますと、全体的に給与につきましては、年齢層で異なっておりますが、それぞれ0.3%から4.2%の削減でございます。平均といたしましては、1.9%程度になりますが、年齢層別で申し上げますと、20歳代の場合は、400円から3,000円程度の減、50歳代につきましては8,400円から1万3,600円程度の減ということで、給与のカーブを抑えると申しますか、新しい方々の雇用を確保することと合わせて、給与全体を抑える削減という申しますか、抑制するというところで、今申し上げたような内容の給与制度の総合的な見直し制度というものを、同じく国の人事院あるいは県の人事委員会も勧告いたしております。それに基づきましたところの内容を、今回のこの条例の中に含んでおります。新旧対照表に戻らせていただきますが、まず13ページでございます。勤勉手当につきましては、アンダーラインが引いてある部分、通常100分の75を6月に支給する場合は100分の75で、12月の分を100分の85、ここで申しますと0.1カ月分の増ということに記載しておるところでございます。14ページ以降に、給与の行政職給料表をのせておりますが、右が改正案でございます。先ほど申し上げました27年4月1日現在遡りの適用の予定の給与表が、この表になるわけでございます。内容は先ほど申し上げたとおりでございます。18ページ以降が、今度はここに再任用が関連として出てまいります。3条の5項につきましては、アンダーラインの3行目、2行目から3行目に、以下「再任用職員」という。という文言が出てまいります。この部分が再任用職員への適用条文となるところでございます。具体的にまた後ほど表で出てまいります。それから18ページ最下段の、地域手当というのがございますが、これは最任用と直接関係ございませんが、国の方全体としまして、地域手当を改正をいたしております。19ページの上段にございますような感じで、6級地の区分を7級地の区分に分かれております。県内につきましては、具体的にはこの地域手当は該当いたしませんので、本町が職員に仮に該当するケースを想定いたしますと、例えばでございますが、熊本県に研修等で派遣になりまして、例えば福岡事務所、熊本県の福岡事務所に勤務をするというようなケースが仮に発生しますと、福岡市の具体的なここで言いますところの5級地になりますので、そういった地域手当が支給になる可能性があるわけでございますが、一般的な本町の勤務体系におきましては、地域手当は該当はほとんどいたさないというところでございます。あと文言の整理がそれぞれでございますが、20ページにおきまして、時間外勤務手当でございますが、この中に、再任用職員の中で短時間勤務職員が該当する部分が出てまいります。具体的には、短時間の再任用職員の場合には、時間外勤務手当は、1日当たり7時間45分の勤務までは、割り増しはなくて、通常的时间単価で時間外勤務手当を支給するということになります。それから21ページの中ほど以下でございますが、第25条の3項でございますが、再任用の職員に対しますところの期末手当につきましては、ここに記載ございます。具体的には100分の65が、それぞれ12月は100分の80が期末手当といたしまして、再任用職員に給付をするものでございます。それから、22ページの中程、勤勉手当でございますが、これは22ページから23ペ

一にける部分でございますけれども、再任用職員についての規定を、ここにまたうたっておるところでございます。それから24ページ以降に、新しく表が先ほどと同様の表にございますが、これが給与の総合的に見直し制度、具体的には本年28の4月1日以降に適用する給与表でございますが、先ほど申しましたように、平均1.9%の給与の削減、抑制を具体的にこの号級それぞれの表に数字を記載しておりますが、1.9%の減になる給与表でございます。再度申し上げますが、若年層は20歳では400円から3,000円程度の減でございますが、高齢者層50歳代については、8,400円から1万3,600円程度の減になるというような内容でうたっております。27ページの一番最下段の方で、改正案の方でございますが、再任用職員というのが、ここにあるかと思えます。これが再任用職員の給料、該当給与になるわけでございます。それぞれ1級から6級までございますので、それぞれの職員の格付によりまして、この給与表を適用するといった内容でございます。以上、3議案につきまして、御説明をさせていただきました。よろしくお願いいたします。

◎議長（橋爪 和彦君） 提案理由の説明が終わりました。ここで休憩いたします。午後は1時30分より再開いたします。

休憩 午前11時57分

再開 午後 1時30分

◎議長（橋爪 和彦君） 休憩前に引き続き会議を開きます。議案第48号から議案第55号までの一括議題を審議しておりますけれども、既に提案理由の説明が終わっておりますので、これから質疑を行います。質疑ありませんか。3番、久保議員。

○議員（3番 久保 尚人君） 3番久保です。今回の条例案ですけども、あさぎり町の一般の町民の方の雇用状況というのが、非常に厳しい状況が続いているわけですけども、そういう中であって、役場の退職職員だけが、簡単にまた改めて職を得るといような再任用に関しては、非常に慎重であるべきだと私は考えるんですけども、町長の考えはいかがでしょう。

◎議長（橋爪 和彦君） 町長。

●町長（愛甲 一典君） ただいま久保議員の御指摘はもっともな話だと受けとめております。ただ、この条例改定は日本全国の市町村がそれぞれ制定するということで、国の方針に基づいて制定していきますので、そういう形で進めさせていただきます。ただ、あさぎり町は特殊事情もありまして、実際の運営については、今あったように慎重に見きわめながら、進めていくということで、何て言いますかね、一定の基準を設けながら、運用を図っていくということに努めていきたいと考えております。

◎議長（橋爪 和彦君） 3番、久保議員。

○議員（3番 久保 尚人君） 町民の皆さんが認めるような、特別な高い能力がある方とか、そういうふう限定するべきであって、周りから既得権益の乱用のように思われることは慎むべきであると思っておりますので、十分御注意していただきたいと思っております。以上です。

◎議長（橋爪 和彦君） ほかに質疑ございませんか。11番、小見田議員。

○議員（11番 小見田 和行君） 11番です。前回の全協において説明を受けました、再任用と全国の一覧表を見た時に、あさぎり町だけはまだ未制定であったと、その理由として、合併等があって、定員管理の点からこういうことになっておるといことでございますが、日本全土、平成の大合併の時にかなりの町村が合併しておりまして、そういうところは制定が途中で終わっているわけでございます。その辺のところ、合併に由来する我町の未制定と、制定した各都道府県内のそういう合併都市の市町村の再任用を導入してい

る実情と言いますか、運用して再任をなさっているのか、そして、またその効用と言いますか、それとまたその反対のこともあろうと思えますけど、その辺のことも調査はなされましたでしょうか。その2点お伺いしたいとます。

◎議長（橋爪 和彦君） 総務課長。

●総務課長（小谷 節雄君） まず他の自治体の運用状況というか、例規の整備状況は確認をさしていただいております。あわせて運用状況と言うのは、若干それぞれ違っておりますが、管内等々につきまして、電話での調査をさせていただいております。合併自治体は特に先ほども私も申しましたし、今御質疑の中にもございましたが、定員管理の問題と、どうしても影響が出てくるのは事実でございますので、その付近はどうかなと思いましたが、ここに詳細な資料を手元に持っておりませんが、定員の削減と申しますか、抑制と申しますか、それは、あさぎり町よりも進んでない状態の自治体も県内もございます。これはあくまでも比較の問題なんですけども、その中でも制度を設けられて、運用をされている自治体もございます。ということで、どこに基準を持つかということになるかと思うんですけれども、その中で本町につきましては、これまでは、そういうのが正直申しまして、国・県からの指導は私どもにはあっていたわけでございますが、最終的な当然、各自自治体が判断することでございますので、これまでこの制度の提案というのは、延ばしてきたと申しますか、そういう状況であったのが現状でございますが、今回はそういう他の自治体の状況等も踏まえまして、もう一つは、これも先ほど久保議員の御指摘ではないんですけれども、民間の色んな状況と比較すれば云々と、ちょっと置きましてですけども、現実問題として、停年から年金受給の年数が具体的に実際伸びてきておる状況等々踏まえまして、国の方は、あるいは先行した自治体は、その制度がもうスタートした時点で、即取り組んできた状況ですけども、本町は今2年間、間があいてるんですけれども、これは後、来年、再来年になりますが、3年4年となっていくしますので、制度は少なくとも作らせていただきたい。それは国・県の指導もあるということを含めましてですね。そして、先ほどの御質疑ありましたように、運用の中では、またあさぎり町の置かれた状況を踏まえて、運用を考えていくと、そういう前提での今回の御提案というふうに私は認識をしております。ですから、先ほど御質問ございました詳細の調査は、一応しておりますが、ここには手元には持ってないんですけど、それはやらしていただいたところでございます。

◎議長（橋爪 和彦君） いいですか。ほかに質疑ございませんか。質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

◎議長（橋爪 和彦君） お諮りします。議案第48号から議案第55号まで、討論がなければ直ちに採決を行いたいと思えます。御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

◎議長（橋爪 和彦君） 異議なしと認めます。したがって討論がなければ直ちに採決を行うことに決定しました。議案第48号から議案第55号まで討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

◎議長（橋爪 和彦君） 討論なしと認めます。これで、議案第48号から議案第55号までの討論を終わります。

◎議長（橋爪 和彦君） これから議案ごとに採決を行います。まず、議案第48号、あさぎり町職員の再任用に関する条例の制定についてを採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

◎議長（橋爪 和彦君） 起立多数です。したがって、議案第48号は原案のとおり可決されました。

◎議長（橋爪 和彦君） 次に、第議案第54号、あさぎり町職員の勤務時間、休暇等に関する条例等の一部を改正する条例の制定についてを採決します。本案は原案のとおり決定することに異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

◎議長(橋爪 和彦君) 異議なしと認めます。したがって、議案第54号は原案のとおり可決されました。

◎議長(橋爪 和彦君) 次に、日程第8、議案第55号、あさぎり町一般職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを採決します。本案は原案のとおり決定することに異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

◎議長(橋爪 和彦君) 異議なしと認めます。したがって、議案第55号は原案のとおり可決されました。

日程第9 議案第49号～日程第11 議案第51号

◎議長(橋爪 和彦君) 日程第9、議案第49号、あさぎり町行政不服審査会条例の制定についてから、日程第11、議案第51号、あさぎり町の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定についてまで関連がありますので、一括して議題とします。提案理由の説明を求めます。町長。

●町長(愛甲 一典君) 議案49号から議案第51号まで一括して提案申し上げます。議案第49号、あさぎり町行政不服審査会条例の制定について。あさぎり町行政不服審査会条例を別紙のとおり制定することとする。提案理由を申し上げます。行政不服審査法(平成26年法律第68号)第81条第2項の規定により、町長の諮問機関として設置するあさぎり町行政不服審査会について必要な事項を定めるため、本条例を制定する必要があり、提出するものでございます。議案第50号、あさぎり町情報公開条例等の一部を改正する条例の制定について。あさぎり町情報公開条例等の一部を改正する条例を別紙のとおり制定することとする。提案理由を申し上げます。行政不服審査(平成26年法律第68号)の施行に伴い、関係条例を整備するため本条例の一部を改正する必要があり、提出するものでございます。議案第51号、あさぎり町の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について。あさぎり町の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定することとする。提案理由を申し上げます。非常勤職員の報酬を定めるため、地方自治法230条の2の規定により、当該条例の一部を改正する必要があるため、提出するものでございます。以上、一括して提案いたします。詳細につきましては、担当課長より説明申し上げます。どうか審議の上、可決いただきますようよろしくお願いいたします。

◎議長(橋爪 和彦君) 総務課長。

●総務課長(小谷 節雄君) 3件の条例について御説明をいたします。まず、議案第49号、あさぎり町行政不服審査会条例の制定についてでございます。本条例につきましては、国の方に行政不服審査法というのがございます。これは行政区あるいは自治体等が行います処分に関しまして、国民・町民の皆さんが行政庁に不服を申し立てる制度でございまして、現在不服申し立てというふうにはなっておりますが、この行政不服審査法を全面的に今回改正がなされております。具体的に申しますか、要点といたしましては、公正性の向上、もう1点が使いやすさの向上、色んな不服申し立てをする場合の、使いやすさの向上、それからもう一つは、国民の救済手段の拡充・拡大、国民の皆様の権利の方を拡充・拡大をすると、こういったした視点から、法の改正がなされまして、その改正に伴いまして、本町の条例も制定あるいは改正等を今回、ご提案をするものでございます。具体的には、行政不服審査法の中で、審理制度というのが出てまいります。まず不服申し立て、今回は審査請求という言葉になりますけども、そういった場合に、審理という制度を設けることによりまして、ワンクッション入れて、そのあと第三者機関、今回制定します審査会でございますが、そこに持って行く途中に、審理を町から、町と言うのは、町長等の町から、独立した形で審理を設けると言うのが1点でございます。先ほど申し上げました、不服申し立てという手続を、審査請求という手続に、手続のやり方でございますが、変わってまいります。それから期間の変更等が現行60日というのを3カ月に

延長する。これは審査請求することができる期間でございますが、こういった内容が主な内容でございます、それに関連する本町の条例等の改正、制定でございます。議案第49号は、今申しました、行政不服審査会を設置するための条例ということでございます。1条に設置、2条に所掌事務がございます。3条に組織といたしまして、審査会は、委員3人をもって組織するとなっております。これは、この中には明文化しておりませんが、想定しておりますのは、弁護士さんとか大学教授さん、あるいは行政のOBの方々等を一応想定しております。これは案件ごとに設置する関係で、それに適したと申しますか、それに対応できる委員さんをお願いしたい。この中で今度は第4条で委員の中で、今申し上げたような方々を想定したところで委員の想定をしておりますが、第2項で任期は、その委嘱又は任命の日から当該委員の委嘱又は任命に係る当該事項に関する調査審議が終了した日まで。要するに案件が出てきた時にお願いをして、その案件が終了するまでを任期とすると、その都度お願いをするというようなことを想定しております。これはなぜかと申しますと、この人吉球磨管内でもここ10数年、ちょっと県の方にも確認したんですが、あるいは各自治体にも確認したんですが、不服申立制度等があるんですが、その具体的な申し立てがあってないということで、今後は増える可能性はあるんですが、それにしましても、そう多くはないだろうという前提の中に、常設ではないということを考えています。5条は守秘義務が出てまいります。6条に会長は互選によりとか、その会長に事故がある時には、あらかじめ指名する委員が代理をするということをうたっております。庶務につきましては7条で総務課で行います。第9条に罰則がございます。第9条で、第5条の規定に反して秘密を漏らした者は、1年以下の懲役又は50万以下の罰金に処する。これは委員さんが守秘義務を侵した場合には、こういった罰則規定があるということで、そういった罰則規定も各自治体ともほぼ同様の、こういったものを設ける前提で調整をしたところでございます。この条例は、平成28年4月1日から施行するものでございます。議案第50号でございます、あさぎり町情報公開条例等の一部を改正する条例でございます。これは先ほど申し上げました、行政不服審査法の全面改正によりまして、それぞれ関連する条文、例規を改正するものでございます。8ページから新旧対照表でございますが、まず8ページからは、あさぎり町情報公開条例でございますが、あと以下関連するその他の4条例も同様に関連いたしますので、一括して議案50号で改正する条例を提案するものでございます。主に、文言の修正とか、かなり多ございますので、そこあたり割愛させていただきます。まず8ページの1番上段で、現行が、不服申立てが、改正後は審査請求となっております。こういった言葉が法の中で改正されております関係で、そういった文言の修正につきましては、それぞれご覧をいただきたいと思います。9ページの中ほどで、18条の最下段の方でございますが、起算して60日以内にしなければならないが、起算して3箇月以内にしなければならない。これは先ほど申しました、期間の延長でございます。60日が3月です。これ審査請求をすることのできる期間を延長した、これも住民サイドの方の権利を拡大したということでございます。18条の2項でございますが、これは審議員を置かない、情報公開条例の中では、審議員を置かないということができるということで、この2項は、行政不服審査法第9条の第1項、本文の規定は適用しないでございますので、これは審議員をおかない情報公開条例では、審議員をおかないという規定を、ここに設けたということでございます。あとその以下は、不服申し立てを審査請求とか、先ほど申しました文言の修正、訂正等でございますので、ご覧をいただきたいと思います。ここは同様の中身が続いております。11ページの1番下、第24条、意見の陳述等というのがございますが、その中で、12ページ開けていただきまして、第4項、審査会は、第2項の規定による云々の途中、後半に審査請求人等の意見を聞かなければならない。というのが出てまいります。これも、これまでは聞かなければならないという表現ございませんでした。要するに意見がある方の審査請求人の意見を必ず聞きなさい、これ必須条件なりますので、これも行政町側が自由にできない。必ず聞かなければならないという規定を設けて、これも住民さん側の権利の拡大というふうなものの一部でございます。

それから12ページの後半から、個人情報保護条例の改正になりますが、同様に、条文の文言の改正等があるいは条文の改正がっておりますが、それをご覧いただきたいと思います。13ページの中ほどでは、これも先ほどと同様でございますが、個人情報保護条例の場合には、審理制度がおかない、しないという規定が26条でうたっておるところでございます。27条以下は、旧条例から整理をしたものでございます。15ページにつきましても、文言の主に関係を審査請求等々に変える文言の修正、改正でございます。16ページにつきましては、後半の方が先ほどと同様でございます、資料の閲覧を求めることができるといふ表現が、資料の写しを審査請求人等に送付をするものとする。本人さんが、閲覧に来られたら見せませよというのは、こちら側から資料を送付しなければならない。これは何て言いますか、同様でございます、審査請求人さんの権利の拡充でございます。御自分で見に来られたらお見せしますといふのを、こちらから資料をお送りしますということに変わるものでございます。それから17ページ後半が、固定資産評価審査委員会条例の改正でございますが、これも文言の改正等が前半にございます。18ページについても、ほぼ文言の改正並びに手続の明文化をしたものでございまして、現状と変わるものではございません。19ページの中ほどから、手数料の額というのが出てまいります。これ新しく入れるんですが、これにつきましては、今回の法改正に伴いまして、色んな行政不服審査法の中で、資料請求等がされた場合の手数料、ここに明文化をしたものでございます。その具体的な金額は1枚につき10円とか、カラーの場合は20円とか、それぞれ記載しておりますが、これ現在色んな他の手続でも、コピーされる場合の手数料をいただいておりますが、それと合わせたものでございまして、現実的にこれも現状と変わらない。これを行政不服審査法がらみで、明文化をしたというふうになっております。20ページの後半、手数料の減免につきましては、経済的困難者の場合には減免することができるということもまたここにうたっております。20ページ後半につきましては、決定書作成等についての明文化でございまして、これも現状とは変更はないものでございます。22ページからは、手数料条例の改正を受けておりますが、これにつきましても、今までの内容とほぼ同様でございまして、根拠法の改正と、あとは中ほどから手数料の減免、これも先ほど同様でございまして、明文化をしております。あわせて、手数料条例の場合には、他の行政不服審査法絡みの請求があった場合には、審理制度を設けた場合には、審理が手数料の減免を決定することができるというふうな、ここにうたっておるものでございます。23ページ上段の方に、行政不服審査関係の手数料を具体的に上げております。手数料の種類を上げて、この具体的な金額も10円20円を上げておりますが、これも先ほど同一同様、現在実際色んな場面で、手数料をいただいている金額に合わせたということで、ここに具体的な明文化をしたということでございます。23ページ、下段の方には、町営土地改良事業の経費の賦課徴収に関する条例でございまして、この中では、現在の異議を受けた日から30日以内というものを3箇月以内に、町長に対しては異議を申し立てる部分も審査請求するということで、これまでの他の条例等々同様でございまして、今回の法改正に伴いますところの文言の改正、整理をさせていただくものでございます。これが第50号でございます。議案第51号につきまして、御説明をさせていただきます。第51号につきましても、これも同様に新旧対照表で御説明をさせていただきます。3ページから現在の非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例ということで、左側に現行、右側に改正案でございます。変わる部分をちょっと御説明いたします。3ページの1番最下段、改正後、6で行政不服審査会というのが出てまいります。これは先ほどから言っております、新しい審査会でございますが、これが会長、日額で予算の範囲内で町長が定める額。他の部分は殆ど具体的な数字をあげておりますが、予算の範囲内で町長が定める額としておりますのは、先ほどの審査会の中で申し上げました、委員さんが弁護士さんであるとか、大学教授さんあるいは行政OBと、それぞれ色んな場面で変わってまいります。そういった時に、例えば1万円であるとか4,300円であるとか、固定をしておりますと、運用が非常に難しくなって、委員さんを選定できなくなるのが想定できますので、こ

これらの近隣町村、こういったやり方で調整をして、具体的な候補者をそれぞれ職種の中で、例えばですけど、弁護士さんであれば、県の弁護士会あたりと相談をいたしまして、そういった弁護士さんのそういった候補者を具体的に選定を予備的にですけれどもしておいて、どの自治体も委員さんに、そういう案件が出てきた場合は、お願いをするというようなことで、取り扱いを一緒にしてしないと、なかなかこれ現実の運用ができないんじゃないかというような考え方のもとに、この予算の範囲内で、町が定める額というふうに、他の自治体とも管内町村と調整をしまして、こういうことにさしていただいております。具体的なお願いする場合は、この金額を幾らにするかということが出てまいりますので、ここはまた今後調整して規則等で、予定をちゃんと組んでおくべきではないかというふうに、現時点で考えております。開けていただきまして4ページでございますが、それ以下の先ほど6番に行政不服審査会が入りました関係で、7、8、9、10それぞれ1段ずつずれてきております。この数字が1つずつ、ずれているというところで、この表が出てまいります。それから5ページの改正案の方の18で産業医というのが出てまいります。産業医と申しますのは、事業所の従業員に関しましての色んな相談をいただくために、法で定められたものでございますが、これまでは報酬、費用弁償に関しましては、20番の町医を適用いたしておりましたが、これは産業医として別個に明記をするべきだということで、今回新しく项目的に上げさしていただいたものでございます。年額として12万としておりますが、これは近隣町村の、もう既に制定しておられる町村と同様にということで、12万ということで合わせております。想定しておりますのは、現在、町の産業医は熊大の方からおいでいただいておりますが、年4回の定期の委員会プラス色々な場面での面談等々含めまして、年5～6回、定期的には4回ということで想定をしたところで、年額として12万を制定をさしていただいたところでございます。それから6ページの後半、別表第2というのがございますが、これは非常勤の職員さんの単価でございますが、先ほど、御承認をいただきました一般職の給与の改正に伴いまして、その対応する号級の改正に準じまして、今回それぞれ事務補助、技術補助等々を、この表のと通りの改正をお願いするものでございます。現在この非常勤さん等の給与につきましては、人勧等の給与表が改正された場合には、それにイコールとまではいってませんが、ほぼ準じた形で改正をさせていただいてるものでございます。7ページの中で、若干の変更ございます。旧の方で調理員で保育所というのがございますが、これを今度、町立保育所を廃止します関係で、削除いたしております。それから7ページの改正案の方の上から3段目、地域おこし協力隊員、今回、新年度から地域おこし協力隊員制度の事業に取り組む予定でございますので、ここにその報酬を計上したところでございます。7ページ後半、別表第3、これは費用弁償でございますが、1段目、保育所医を削除しまして、改正後に産業医を新たに挿入しておるものでございます。以上が、議案第51号の改正案でございますが、平成28年の4月1日から施行するというところでございます。以上でございます。よろしくお願いたします。

◎議長（橋爪 和彦君） 提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑ありませんか。ないですね。質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

◎議長（橋爪 和彦君） お諮りします。議案第49号から、議案第51号まで、討論がなければ直ちに採決を行いたいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

◎議長（橋爪 和彦君） 異議なしと認めます。したがって、討論がなければ直ちに採決を行うことに決定しました。議案第49号から議案第51号まで討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

◎議長（橋爪 和彦君） 討論なしと認めます。これで議案第49号から議案第51号までの討論を終わります。これから議案ごとに採決を行います。

◎議長（橋爪 和彦君） まず、議案第49号、あさぎり町行政不服審査会条例の制定についてを採決します。本案は原案のとおり決定することに異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

◎議長（橋爪 和彦君） 異議なしと認めます。したがって、議案第49号は原案のとおり可決されました。

◎議長（橋爪 和彦君） 次に、議案第50号、あさぎり町情報公開条例等の一部を改正する条例の制定についてを採決します。本案は原案のとおり決定することに異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

◎議長（橋爪 和彦君） 異議なしと認めます。したがって、議案第50号は原案のとおり可決されました。

◎議長（橋爪 和彦君） 次に、日程第11、議案第51号、あさぎり町の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを採決します。本案は原案のとおり決定することに異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

◎議長（橋爪 和彦君） 異議なしと認めます。したがって、議案第51号は原案のとおり可決されました。

日程第12 議案第52号

◎議長（橋爪 和彦君） 日程第12、議案第52号、あさぎり町課設置条例等の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。提案理由の説明を求めます。町長。

●町長（愛甲 一典君） 議案第52号を提案いたします。議案第52号、あさぎり町課設置条例等の一部を改正する条例の制定について提案いたします。あさぎり町課設置条例等の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。提案理由を申し上げます。町における事務及び事業の運営を簡素かつ効率技術的とするため、地方自治法第158条第1項に規定する内部組織の設置及びその分掌する事務を改正する必要があります。関係条例の一部を改正するため提出するものでございます。詳細につきましては、担当課長より説明申し上げます。どうか審議の上、可決いただきますようよろしくお願いいたします。

◎議長（橋爪 和彦君） 総務課長。

●総務課長（小谷 節雄君） 議案第52号について御説明をいたします。この議案につきましても、新旧対照表の方で御説明をさせていただきます。7ページをお願いいたします。今回、現在の福祉課を生活福祉課と高齢福祉課に分けて、高齢福祉課をその名のとおりと申しますか、高齢福祉、介護保険を担当する。それ以外の福祉部門につきまして生活福祉課というふうな想定でございます。それから保健環境課につきましては、健康推進課という名称を変えますとともに、現在、保健環境課に事務分掌を持っております環境保全等につきましては、町民課へ移管をするという予定でございます。あわせて、農林振興課を農業振興課に名称変更とあわせて、現在農林振興課の中に事務分掌ございます林業関係を、現在の建設課の方に事務分掌を移すと、建設課を名称を建設林業課に変えるといったものが、大きな内容でございます。7ページにつきましては、今申し上げましたようなことで、それぞれ現行から改正後の方に各課の名称をそれぞれ記載のとおりを改正を予定しております。2条以下につきましては各課の事務分掌をそれぞれうたっておりますが、先ほど言いましたような形で具体的に変わりますところは、町民課が、内容が環境保全に関することが加わることと、あわせて現在、国民健康保険に関すること、後期高齢者医療に関することがありますが、これが健康推進課に移管するものでございます。福祉課に関しましては、先ほど言いましたとおり、生活福祉課と高齢福祉課にそれぞれ事務分掌を分けております。以下、健康推進課、先ほど言いましたことを含めまして、農業振興課、それから現在の建設課が建設林業課等々、事務分掌がそれぞれ先ほど言いました内容で変わってくるものでございます。関連いたしまして、10ページの中ほど以下から、町議会の委員会条例等、これから以下14条例ほど課の名称変更に伴いますところの、条文の整理をさせていただいて、案を提案させてい

ただくものでございます。議会の委員会条例につきましては、本来でありますと、協定案ではなくて、議会の方での取り扱いをされる条例かと思いますが、今回につきましては、先ほど言いました、設置条例に関連して、課の名称が変わるということで、それに関連する部分の変更ということで、町長提案ということで、今回提案をさせていただくものでございます。各常任委員会の所管等を、現行から改正案のとおり、それぞれの記載のとおり、各課名の変更するものでございます。以下11ページになりまして、保健福祉総合計画策定委員会条例がそれぞれの条例ですね、全てそういった課の名称変更が、庶務の扱う、課の名称変更でございますので、それぞれ11ページ、12ページ、各条例の改正案をご覧をいただきたいというふうに思っております。最後の14ページの、あさぎり町林業構造改善事業協議会条例まで、同様の内容で課名変更ということでございます。以上、52号の内容でございます。52号につきましても、平成28年4月1日からの施行を予定するものでございます。以上、よろしくお願いたします。

◎議長（橋爪 和彦君） 提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑ありませんか。（「なし」の声あり）

◎議長（橋爪 和彦君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

◎議長（橋爪 和彦君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。これから議案第52号を採決します。本案は原案のとおり決定することに異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

◎議長（橋爪 和彦君） 異議なしと認めます。したがって、議案第52号は原案のとおり可決されました。

日程第13 議案第53号

◎議長（橋爪 和彦君） 日程第13、議案第53号、あさぎり町職員定数条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。提案理由の説明を求めます。町長。

●町長（愛甲 一典君） 議案第53号、あさぎり町職員定数条例の一部を改正する条例の制定について、提案いたします。あさぎり町職員定数条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。提案理由を申し上げます。効率的な事務及び事業の運営を行うための組織再編や公営企業会計の一本化等により本条例の一部を改正する必要があるため、提出するものでございます。詳細につきましては、担当課長より説明申し上げます。どうか審議の上、可決いただきますようよろしくお願いいたします。

◎議長（橋爪 和彦君） 総務課長。

●総務課長（小谷 節雄君） 議案第53号について御説明いたします。本条例、あさぎり町の職員定数条例につきましては、あさぎり町合併後289という定数で、その後はなされず、現在に至っております。現職員が実際の数字としていたしまして、今203名というふうになる予定でございますので、今回若干の状況変更も関係で、提案をさせていただきます。内容につきましては、2ページの新旧対照表をご覧をいただきたいと思いますが、第2条で、町部局で248名を180に改正、以下それぞれ議会事務局、選挙管理委員会とずっと7号の地方公営企業の事務部局の職員13まで、それぞれ記載のと通りの改正の案でございます。この数字を定数、改正後、実定数を合計いたしますと220名になります。220名で実数の203よりも多んですが、これは町長部局とその他の教育委員会あるいは農業委員会の職員の異動の時の調整、余裕枠、が1点と、もう1点は7号の地方公営企業の事務部局の職員3名を13名にしております。これは再来年度から、公営企業会計の統合が予定されております関係で、公営企業会計職員数が必然的に多くなってまいります。その部分が、現時点では重複してまいります関係で、この実数203歳に対しまして、今回の改正案の総数は220名になるということで、これは上限枠というふうな考え方で、今回この数字を

予定をするものでございます。以上の内容につきまして、今回ご提案をさせていただきたいというふうに思っておるところでございます。附則といたしまして、施行は平成28年4月1日からということでございます。以上、よろしくお願いいたします。

◎議長（橋爪 和彦君） 提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑ありませんか。（「なし」の声あり）

◎議長（橋爪 和彦君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論ありませんか。（「なし」の声あり）

◎議長（橋爪 和彦君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。これから議案第53号を採決します。本案は原案のとおり決定することに異議ありませんか。（「異議なし」の声あり）

◎議長（橋爪 和彦君） 異議なしと認めます。したがって、議案第53号は原案のとおり可決されました。

日程第14 議案第56号

◎議長（橋爪 和彦君） 日程第14、議案第56号、あさぎり町消防団条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。提案理由の説明を求めます。町長。

●町長（愛甲 一典君） 議案第56号、あさぎり町消防団条例の一部を改正する条例の制定について提案いたします。あさぎり町消防団条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。提案理由を申し上げます。消防団員の災害（水火災を除く）の時の出動手当を改正するため、本条例の一部を改正する必要性があり、提出するものでございます。詳細につきましては、担当課長より説明申し上げます。どうか審議の上、可決いただきますようよろしくお願いいたします。

◎議長（橋爪 和彦君） 総務課長。

●総務課長（小谷 節雄君） 議案第56号について御説明をいたします。最後のページ、新旧対照表をお願いいたします。今、町長の方から提案理由ございましたが、今回の案件は、実は昨日も本町で林野火災がありました。ですから、本日は昨日からの隣の町でございますが、行方不明の方がでられまして、隣の町の消防団は捜索に入っておられるようですが、そういうことで消防団、色んな場面で火災そういった捜索等でもらっておりますが、その中で、上球磨消防団連合会管内本町含めまして、4町村の消防団の皆さんからの要望といたしまして、火災等の場合はやむを得ないとしても、行方不明者の捜索等については、時間が長期にわたる等々含めまして、現在、本町の場合は1,700円以内となっておりますが、これの値上げは若干できないかという要望が具体的には3,000円という単価を設定して、要望もございました。本町におきましても、議会の方でも御審議いただいて検討いただいておりますが、結果的に各町村4町村とも同一内容で、3月議会の方に条例改正の願いをさせていただきたいということで、統一と申しますか、そういう状況に現在至っております。この新旧対照表の内容で、今回お願いをしたいと思っております。13条の費用弁償の1項の方に、後半にただし、ということで追加しておりますが、これは、町職員が勤務時間中にも消防活動で出動する場合がございます。昨日も火災で出ておりますが、正規の時間中は、職務専念義務免除は適用いたしますが、そこに費用弁償を適用するのは適当でない判断いたしまして、この部分が今回挿入させていただきました。別表2の方につきましては、先ほど言いましたとおり、水害、火災以外の場合に想定しておりますのは、行方不明者捜索等でございますが、そういった場合に、現行1,700円以内を3,000円以内に改正をさせていただきたい。という内容でございます。以上でございます。

◎議長（橋爪 和彦君） 提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑ありませんか。（「なし」の声あり）

◎議長（橋爪 和彦君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

◎議長（橋爪 和彦君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。これから議案第56号を採決します。本案は原案のとおり決定することに異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

◎議長（橋爪 和彦君） 異議なしと認めます。したがって、議案第56号は原案のとおり可決されました。

日程第15 議案第57号

◎議長（橋爪 和彦君） 日程第15、議案第57号、あさぎり町行政財産使用料条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。提案理由の説明を求めます。町長。

●町長（愛甲 一典君） 議案第57号、あさぎり町行政財産使用料条例の一部を改正する条例の制定について、提案いたします。あさぎり町行政財産使用料条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。提案理由を申し上げます。電気通信事業法施行令（昭和60年政令第75号）の一部改正により引用条文の修正が必要なため本条例の一部を改正する必要がある、提出するものでございます。詳細につきましては担当課長より説明申し上げます。どうか審議の上、可決いただきますようよろしくお願いいたします。

◎議長（橋爪 和彦君） 総務課長。

●総務課長（小谷 節雄君） 議案57号について御説明いたします。これにつきましても、新旧対照表をご覧いただきたいと思いますが、行政財産の使用料につきましては、ここに記載しておりますが、1号に、電柱類を設置する場合は、電気通信事業法施行令第6条の規定の例により算定した額が、電気通信事業法施行令が、今回改正を予定されております。その根拠条文が、第8条に今回、施行令の改正がされます関係で、この本町の行政財産使用料条例を、6条を8条に改正をするものでございます。具体的にその中身を申し上げますと、8条の中に別表といたしまして、山林で電気通信の設備がある、裸線または被覆線は、本柱1本ごとに1,210円、ケーブルは本柱1本ごとに870円、これ具体的には電柱ですね、九電さん等が山林に送電線を設置しております。そういった場合に、その山林で、そういった被覆線等であれば、柱1本に1,210円の使用料です。ケーブル線であれば、1本ごとに870円というのが、電気通信事業法施行令の中にございますので、それを本町は準用してる関係で、この条例の改正が必要になってまいります。内容的にはということですが、改正案の本文の中で、附則として、この条例は、電気通信事業法の一部を改正する法律の施行の日、平成28年5月21日が施行の日でございますので、それ以降、この条例の改正案につきましても、施行するということでございます。以上でございます。

◎議長（橋爪 和彦君） 提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

◎議長（橋爪 和彦君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

◎議長（橋爪 和彦君） 討論なしとします。これで討論を終わります。

◎議長（橋爪 和彦君） これから議案第57号を採決します。本案は原案のとおり決定することに異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

◎議長（橋爪 和彦君） 異議なしと認めます。したがって、議案第57号は原案のとおり可決されました。

日程第16 議案第58号

◎議長（橋爪 和彦君） 日程第16、議案第58号、あさぎり町出生祝い金支給条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。提案理由の説明を求めます。町長。

●町長（愛甲 一典君） 議案第58号、あさぎり町出生祝い金支給条例の一部を改正する条例の制定について、提案いたします。あさぎり町出生祝い金支給条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。提案理由を申し上げます。出生時の健やかな成長及び子育て環境の充実を図るとともに、次代を担う子どもの出生を奨励するため本条例の一部を改正する必要がある、提出するものでございます。詳細につきましては担当課長より説明申し上げます。どうか審議の上、可決いただきますようよろしくお願いいたします。

◎議長（橋爪 和彦君） 福祉課長。

●福祉課長（小見田 文男君） 議案第58号、あさぎり町出生祝い金条例、支給条例の一部を改正する条例の制定について説明申し上げます。議員さんのお手元に、今回福祉課関係の条例改正が3本と、それから廃止条例を上程しておりますけれども、概要の説明を資料としてお上げしておりますのでそちらを説明したいと思っております。まずは議案第58号でございますけれども、先ほど提案理由にもございましたとおり、次代を担う子ども出生を勧奨するため、あさぎり町出生祝い金支給条例の一部を改正するものでございまして、改正の内容としまして、出生児1人につき、5万円の祝い金を10万円に増額するものでございます。施行期日におきましては、28年4月1日からするものでございます。以上が58号についての説明内容でございます。よろしくお願いいたします。

◎議長（橋爪 和彦君） 提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑ありませんか。
（「なし」の声あり）

◎議長（橋爪 和彦君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論ありませんか。
（「なし」の声あり）

◎議長（橋爪 和彦君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

◎議長（橋爪 和彦君） これから議案第58号を採決します。本案は原案のとおり決定することに異議ありませんか。
（「異議なし」の声あり）

◎議長（橋爪 和彦君） 異議なしと認めます。したがって、議案第58号は原案のとおり可決されました。

◎議長（橋爪 和彦君） ここで10分間休憩いたします。

休憩 午後 2時25分

再開 午後 2時37分

◎議長（橋爪 和彦君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第17 議案第59号

◎議長（橋爪 和彦君） 日程第17、議案第59号、あさぎり町指定地域密着型サービスの事業サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例及びあさぎり町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。提案理由の説明を求めます。町長。

●町長（愛甲 一典君） 議案第59号、あさぎり町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例及びあさぎり町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並び

に指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について提案いたします。設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものでございます。提案理由を申し上げます。地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律（平成26年法律第83号）の一部の施行による介護保険法（平成9年法律123号）の一部改正に伴い、関係条例を改正する必要があり、提出する。詳細につきましては、担当課長より説明申し上げます。どうか審議の上、可決いただきますようよろしくお願いいたします。

◎議長（橋爪 和彦君） 福祉課長。

●福祉課長（小見田 文男君） 議案第59号について説明申し上げます。あさぎり町指定地域密着型サービスの事業の人員、設置及び運営に関する基準を定める条例及びあさぎり町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について説明申し上げます。まず、お手元の資料の2枚目をお願いします。まず1番でございますけれども、制定の趣旨、改正の趣旨でございます。先ほどの提案理由にもございましたけれども、地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律、これは医療介護総合確保推進法と言われます。持続可能な社会保障制度の確立を図るための改革の推進に関する法律でありまして、効率的かつ質の高い医療を提供、体制を構築する、地域包括ケアシステムの構築を通じて、地域の医療と介護の総合的な確保を推進する法律でございます。その一部の施行によりまして、介護保険法の一部改正に伴い、関係条例の一部を改正するものでございます。なお、この改正では介護保険法の一部改正という共通の原因に基づくことから、関係する二つの条例を配列的に改正することとしております。まず改正の内容でございます。2番です。①あさぎり町指定地域密着型サービスの事業の人員、設置及び運営に関する基準を定める条例の一部改正ということで、第1条でございますけれども、介護保険法の一部改正により、地域密着型通所介護の創設（小規模な通所介護の地域密着型サービスへの移行）が行えることから、地域密着型通所介護事業に関する基準（基本方針とか人員、運営等の事業者が守るべき基準）を国の基準に従い町の条例で定めるものでございます。②のあさぎり町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設置及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部改正ということで、2条で上げておりますけれども、介護保険法の一部改正により介護予防認知症対策型通所介護に運営の透明性を確保するために設置することとした運営推進会議を国の基準に従い町の条例に定めたものでございます。裏面をお願いします。若干見辛い資料で申しわけございませんけれども、先ほどの小規模通所介護の移行というところで図式されております。現行におきましては、小規模型、この図面の左側の真ん中付近にございますけれども、小規模型、前年度でひと月当たり平均利用延人員が300人以内、これ小規模でございます。20人以内と思っておりますけれども、これも現行では県が指定してありました。それを法律の改正等によりまして、左の方、見直し後としておりますけれども、この小規模型が大規模型/通常規模型のサテライト型事業所、これは従前どおり県が指定しますけれども、次にその下の、地域密着型通所介護、これすいません、見づらいですけれども、利用定員が18人以下です。それと小規模多機能型居宅介護のサテライト型事業所。それと療養型というのがあります。これは医療と介護連携した通所のことでございますけれども、これも現行では、県が指定されておりました。それを今回、町の方で指定できるという改正でございます。そういう文面を条文が厚うございますけれども、まず第1の人員、設置及び運営に関する基準を定める条例の一部改正ということで、第1条関係が、この改正条文中では、1ページから31ページまで書いてあります。その内容は先ほど申しました、基本方針とか人員とか、運営と事業者が守るべき基準を定めたものを挿入しております。それから②の2条関係で

ございますけれども、これは運営の透明性を確保するために設置するべき、運営推進会議を設置するという条文を加えたものでございます。二つの条例とも、施行日は28年4月1日から施行するというようになっております。非常に分かりづらい説明だと思いますけれども、説明を終わりたいと思います。よろしくお願いいたします。

◎議長（橋爪 和彦君） 提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑ありませんか。13番、田原議員。

○議員（13番 田原 健一君） 説明資料の裏面の方、この現行あるいは見直し後というふうに書いてありますが、このあさぎり町に置きかえた場合、現在の現行の小規模型の事業所はどの位施設があって、見直し後この三つに分かれるようですが、それぞれ分かれてどの位の事業所があるか、教えていただいていいでしょうか。

◎議長（橋爪 和彦君） 福祉課長。

●福祉課長（小見田 文男君） 現在、あさぎり町内に通所介護は10事業所がございます。その中で、今回、地域密着型の方に移行するのが、先ほど申しました18人以下ということですので、今現在では2カ所の事業所がございます。4月1日からは、こちらの方の事業として展開されるということでございます。

◎議長（橋爪 和彦君） ほかに質疑ございませんか。3番、久保議員。

○議員（3番 久保 尚人君） 3番久保です。説明の中で運営推進会議というのが透明性を確保するためにも必要だというふうの説明されましたけど、この内容というのは、どういう内容になるんでしょうか。

◎議長（橋爪 和彦君） 福祉課長。

●福祉課長（小見田 文男君） 新旧対照表の91ページをお願いしたいと思います。この中身も説明すればよかったんですけども、91ページ、地域との連携等というところで、第40条指定介護予防認知症対応型通所介護事業所は、指定介護予防認知症対応型通所介護の提供に当たっては、利用者、利用者の家族、地域住民の代表者、町の職員又は当該指定介護予防認知症対応型通所介護事業所が所在する区域を所管する法第115条の46第1項に規定する地域包括支援センターの職員、それから介護予防認知症対応型通所介護について知見を有する者等によって構成されるものでございまして、今現在も介護事業所の施設等においては、こういう運営推進会議が定期的開催されております。それが今回移行することによって、さらにまた、透明性を確保するというので、この分は追加された条例改正でございます。以上でございます。

◎議長（橋爪 和彦君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

◎議長（橋爪 和彦君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

◎議長（橋爪 和彦君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

◎議長（橋爪 和彦君） これから議案第59号を採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

◎議長（橋爪 和彦君） 起立多数です。したがって、議案第59号は原案のとおり可決されました。

日程第18 議案第60号

◎議長（橋爪 和彦君） 日程第18、議案第60号、あさぎり町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。提案理由の説明を求めます。町長。

●町長（愛甲 一典君） 議案第60号、あさぎり町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める

条例の一部を改正する条例の制定について、提案いたします。あさぎり町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。提案理由を申し上げます。家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準及び建築基準法施行令の一部改正により、本条例の一部を改正する必要があり、提出するものでございます。詳細につきましては、担当課長より説明申し上げます。どうか審議の上、可決いただきますようよろしくお願いいたします。

◎議長（橋爪 和彦君） 福祉課長。

●福祉課長（小見田 文男君） 議案第60号、あさぎり町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正をする条例の制定についてを説明申し上げたいと思います。これも資料に基づいて説明を申し上げたいと思います。3枚目をお願いします。この改正の制定の趣旨でございますけれども、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準及び建築基準法施行令の一部を改正するに伴い、関係条例の一部を改正するものでございます。なお、この改正では、施行日が2つに分かれているということから、2条に分けて改正するものでございます。制定の内容でございますけれども、まず、①で家庭的保育事業所における保育士不足による要件緩和ということでございます。これについては、4枚目の資料をご覧いただきたいと思いますが、概要ということで書いております。これは平成27年度から子ども子育て支援の新制度がスタートしたわけございまして、この地域型保育事業というのがございます。これは3歳未満の保育を必要とする乳幼児に対して行える事業でございますけれども、あさぎり町においては、現在家庭的保育事業所はございません。地域型保育事業と申しますのが、家庭的保育事業、それから小規模保育事業、それと居宅訪問型保育事業、それと事業所内保育事業というのがございます。これを家庭的保育事業ということで申しております。①のところでございますけれども、大きな2番で、保育士の不足による緩和と、先ほど申しましたけれども、具体的に申しますと、①で、朝夕の保育士配置の要件弾力化。ここに書いてありますけれども、そういう内容の人でもいいということです。それから②で、幼稚園教諭及び小学校教諭等の活用。それからその裏面でございますけれども、③で、研修代替要員等の加配人員における保育士以外の人員配置の弾力化ということで、今現在も、保育士の確保が非常に難しゅうございます。そういう関係で、この法の改正と、運営に関する改正ということでございます。それから、その次が大きな3番としまして、建築基準法施行令改正に伴う設備の基準改正ということでございます。これはあくまで、3階以上の施設のことでございます。特別避難所階段の付室（一時的に逃げ込むことが出来るような火災から安全に区画された部分があるもの）又は階段室の構造を、一定の排煙設備等に設けることに代えて、火災時の煙が付室を通じて階段室に流入することを有効に防止できるものとして、国が定めた構造方法、認定を受けたものとするのが認められたものということで、図式化されておりますけれども、付室とかバルコニーを設けて下さいということでございます。これもあくまで、3階建て以上の建物に基準するということでございます。そういうことをこの条文的には、まずは家庭的保育事業における保育士不足による要件緩和については、第1条の1ページから2ページにかけて改正文をかかげております。それから②の特別避難階段等の構造の一定の排煙設備等を設けることに代えて、というところが、そのあとの2ページの下段の方から、3ページにかけて掲げております。施行期日は、①の方が平成28年4月1日から、②の方が平成28年6月1日から施行するものでございます。以上で説明を終わります。

◎議長（橋爪 和彦君） 提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑ありませんか。（「なし」の声あり）

◎議長（橋爪 和彦君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

◎議長（橋爪 和彦君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

◎議長（橋爪 和彦君） これから議案第60号を採決します。本案は原案のとおり決定することに異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

◎議長（橋爪 和彦君） 異議なしと認めます。したがって、議案第60号は原案のとおり可決されました。

日程第19 議案第61号

◎議長（橋爪 和彦君） 日程第19、議案第61号、あさぎり町鍼灸治療費支給条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。提案理由の説明を求めます。町長。

●町長（愛甲 一典君） 議案第61号、あさぎり町鍼灸治療費支給条例の一部を改正する条例の制定について、提案します。あさぎり町鍼灸治療費支給条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。提案理由を申し上げます。利用者の利便性向上を図るため本条例の一部を改正する必要性があり、提出するものでございます。詳細につきましては、担当課長より説明申し上げます。どうか審議の上、可決いただきますようよろしくお願い申し上げます。

◎議長（橋爪 和彦君） 保健環境課長。

●保健環境課長（岡部 和平君） 議案第61号、あさぎり町鍼灸治療費支給条例の一部を改正する条例について御説明申し上げます。1番最後のページの、新旧対照表をご覧くださいと思います。支給の範囲というところで、第5条で1回の助成額が500円というのを定めております。第2項の第1号で1日につき1回と定めております。ここの第2号が、現行では1人につき月4回となっておりますけれども、ここを1人につき、年36回と改正するものでございます。利用者の状況が月4枚の年間48枚ですけれども、利用される鍼灸券が大体50%程度でございます。それと、その中には月4回を使って、その後は自費だったり、病院の治療の方にまわされるということがございましたので、利用者の意向と、それから郡の鍼灸師会等の御意見を伺いまして、月の利用制限を撤廃して、集中的に治療をしていただいて、医療費の抑制につなげていただきたいということで、月4枚というのを外したというところでございます。それから年間を36枚としたところについては、現在の使用状況が、そういったこととそれから37枚以上使っておられる方の割合が、全体の4%程度ということでしたので、そうであれば36枚あれば十分ではないかということで、全体の枚数を減らせていただいたというところでございます。施行日は、28年4月1日からとしております。以上で説明終わります。よろしくお願いいたします。

◎議長（橋爪 和彦君） 提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

◎議長（橋爪 和彦君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

◎議長（橋爪 和彦君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

◎議長（橋爪 和彦君） これから議案第61号を採決します。本案は原案のとおり決定することに異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

◎議長（橋爪 和彦君） 異議なしと認めます。したがって、議案第61号は原案のとおり可決されました。

日程第20 議案第62号

◎議長（橋爪 和彦君） 日程第20、議案第62号、あさぎり町下水道条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。提案理由の説明を求めます。町長。

●町長（愛甲 一典君） 議案第62号、あさぎり町下水道条例の一部を改正する条例の制定について提案いたします。あさぎり町下水道条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。提案理由を申し上げます。公益財団法人熊本市下水道技術センターの合併により、名称変更及び下水道法施行令の一部の改正により、本条例の一部を改正する必要がある、提出するものでございます。詳細につきましては、担当課長より説明申し上げます。どうか審議の上、可決いただきますようよろしくお願いいたします。

◎議長（橋爪 和彦君） 上下水道課長。

●上下水道課長（深水 光伸君） あさぎり町下水道条例の一部を改正する条例の制定についてを説明させていただきます。新旧対照表により説明をさせていただきます。まず第7条3項、第4号の改正につきましては、現在、熊本県内の下水道排水設備工事責任技術者の名簿及び責任技術者証を交付しております公益財団法人下水道技術センターが、平成28年4月1日から公益財団法人熊本市上下水道サービス公社へ合併されるために、改正を行うものでございます。その下の第22条1項第10号につきましては、次ページにおきまして、下水道法施行令の一部の改正によりまして、特定施設を設置する工場又は事業場からの排水基準が強化され、トリクロロエチレンが1リットルにつき0.3ミリグラム以下から、0.1ミリグラム以下に改正されたためのものでございます。次の第35条の2項の改正につきましては、下水道法施行令の一部改正によりまして、第17条の3で、公共下水道の暗渠に設けることのできる物件を規定されておりましたが、施行令の改正によりまして、第17条の2で規定されることとなりましたので、改正するものでございます。以上で説明を終わらせていただきます。

◎議長（橋爪 和彦君） 提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑ありませんか。（「なし」の声あり）

◎議長（橋爪 和彦君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論ありませんか。（「なし」の声あり）

◎議長（橋爪 和彦君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

◎議長（橋爪 和彦君） これから議案第62号を採決します。本案は原案のとおり決定することに異議ありませんか。（「異議なし」の声あり）

◎議長（橋爪 和彦君） 異議なしと認めます。したがって、議案第62号は原案のとおり可決されました。

日程第21 議案第63号

◎議長（橋爪 和彦君） 日程第21、議案第63号、あさぎり町保育所運営検討委員会条例を廃止する条例の制定についてを議題とします。提案理由の説明を求めます。町長。

●町長（愛甲 一典君） 議案第63号、あさぎり町保育所運営検討委員会条例を改正する条例の制定について提案いたします。あさぎり町保育所運営検討委員会条例を廃止する条例を別紙のとおり制定する。提案理由を申し上げます。あさぎり町保育所条例を廃止する条例の施行により、本条例を廃止する必要がある、提出するものでございます。詳細につきましては、担当課長より説明申し上げます。どうか審議の上、可決いただきますようよろしくお願いいたします。

◎議長（橋爪 和彦君） 福祉課長。

●福祉課長（小見田 文男君） 議案第63号について説明申し上げます。4月1日から町立保育所が民営化ということで、あさぎり町保育所運営検討委員会条例を廃止する条例でございますけれども、裏面をお願いします。資料じゃございませんけれども、この条文の裏面でございます。あさぎり町保育所運営検討委員会の条例ということで、これは平成24年6月19日に制定されたものでございます。今後の町立保育所のあ

り方及び運営に関することについて、関係者の意見を求めて進めてまいりました。皆さんのおかげで、今度の4月1日に民営化ということでございます。そういうことで設置目的が達成されたということで、4月をもってこの条例を廃止するというものでございます。以上です。終わります。

◎議長（橋爪 和彦君） 提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑ありませんか。
（「なし」の声あり）

◎議長（橋爪 和彦君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論ありませんか。
（「なし」の声あり）

◎議長（橋爪 和彦君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

◎議長（橋爪 和彦君） これから議案第63号を採決します。本案は原案のとおり決定することに異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

◎議長（橋爪 和彦君） 異議なしと認めます。したがって、議案第63号は原案のとおり可決されました。

日程第22 議案第84号

◎議長（橋爪 和彦君） 日程第22、議案第84、訴えの提起についてを議題とします。提案理由の説明を求めます。町長。

●町長（愛甲 一典君） 議案第84号、訴えの提起について、提案いたします。ゴルフ会員権預託金返還請求事件について、別紙のとおり訴えを提起する。提案理由を申し上げます。あさぎり町が保有する会員権預託金について、返還請求により回収する必要があるため、提出するものでございます。詳細につきましては、担当課長より説明申し上げます。どうか審議の上、可決いただきますよう、よろしく申し上げます。

◎議長（橋爪 和彦君） 会計管理者。

●会計管理者（上淵 幸一君） それでは、議案第84号について説明を申し上げます。この議案につきましては、この事件に関し、裁判に参加するため、訴訟を提起するという議決をお願いするものでございます。まず1、事件名ですが、預託金返還請求事件。2、裁判所、3、当事者、原告、被告につきましては、議案の記載のとおりでございます。4、事件の概要につきましては、これは被告の会社が会員券を発行し、あさぎり町が購入しておるわけでございますが、預託金の据え置き期間、10年は既に経過しております。10年を過ぎると、返還請求ができるということになっております。会員権の発行会社は、株主総会の決議によりまして、解散を決議しておりますが、未だ清算終了には至っていない状況でございます。その間、傘下の子会社を経由しまして、ゴルフ場にかかります営業権、を譲渡、それから所有しております不動産等について売買契約を締結し、所有権移転登記を経由している状況でございます。このことは、債務逃れ預託金返還請求を回避するために計画的に解散させて、債権者を害することを知りながら、故意に会社一般積極財産を減少させる詐害行為と言いますが、を繰り返して債権者を混乱させていると、いうことで、3にあります被告を連帯被告人として、一部会員が、預託金返還を求めて裁判所に支払い請求を提起しております。継続中の訴訟がございしますが、その訴訟に参加をするというものでございます。5請求の趣旨でございますが、請求内容としましては、まず当裁判に先立って、原告がおりますが、原告らとともに選定者、あさぎり町の場合は選定者という形になります。選定者の請求額の金員これにつきましては、会員権の預託金を預けております会員権の総額となります。及び支払い済みまでの経過日数に対して、年6分の金員を支払えというところでございます。これは返還請求をします場合に、会員券を返還しますけれども、脱退届になりますが、その脱退届をしてから実際額面での支払いがなされるまでの日数に応じた、年6分の利息を支払えというような内容でございます。それから②訴訟費用は、被告の負担とする。それから③上記判決につきましては、仮

に執行することができるものとする。これにつきましては、通常裁判等におきまして、一緒にセットして請求するような内容ということになっております。一時判決が出た場合に、仮に執行することができるというような内容でございます。6、訴訟方法、判決によりまして、勝訴、敗訴等考えられますが、それに関わりまして控訴、上告、和解、調停その他本件処理に関する事項につきましては、町長に一任する、途中経過等につきましては、随時、報告協議があるものと思っておりますが、その判断につきましては、町長に一任するというような内容でございます。以上、よろしくお願いいたします。

◎議長（橋爪 和彦君） 提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑ありませんか。
（「なし」の声あり）

◎議長（橋爪 和彦君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論ありませんか。
（「なし」の声あり）

◎議長（橋爪 和彦君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

◎議長（橋爪 和彦君） これから議案第84号を採決します。本案は原案のとおり決定することに異議ありませんか。
（「異議なし」の声あり）

◎議長（橋爪 和彦君） 異議なしと認めます。したがって、議案第84号は原案のとおり可決されました。

日程第23 議案第85号

◎議長（橋爪 和彦君） 日程第23、議案第85号、あさぎり町過疎地域自立促進計画についてを議題とします。提案理由の説明を求めます。町長。

●町長（愛甲 一典君） 議案第85号、あさぎり町過疎地域自立促進計画について提案いたします。あさぎり町過疎地域自立促進計画を別紙のとおり定める。提案理由を申し上げます。過疎地域自立促進特別措置法第6条第1項の規定により、議会の議決を経て過疎地域自立促進市町村計画を定める必要があるため、提出するものでございます。詳細につきましては、担当課長より説明申し上げます。どうか審議の上、可決いただきますようよろしくお願いいたします。

◎議長（橋爪 和彦君） 企画財政課長。

●企画財政課長（神田 利久君） それでは、あさぎり町過疎地域自立促進計画について説明をいたします。まず、過疎地域自立促進特別措置法ですが、これは平成12年に10年間の時限立法として定められまして、その後10年経っても、まだ過疎地域とそれから全国的なレベルとの差がかなりあるということで、5年間の延長がされました。それで、今現在の過疎計画があるわけなんです、その間に平成23年3月に東日本大震災がありましたけれども、その影響で計画が、完全にできないと、目標とするものが到達できないというふうなことで、さらに再延長がされまして、今回の計画策定というふうになったわけでございます。その策定方法としましては、市町村は県が定めます、過疎地域自立促進方針、これに沿いまして、市町村は過疎計画をつくり、そして議会の議決を得まして、策定というふうな形になります。この間、この市町村計画を策定する段階におきましては、県との協議が必要になってきてまして、議案の中の目次の方を見ていただきたいというふうに思いますけれども、1ページです。2の産業の振興から、次の2ページの9の集落の整備、これについては、県との協議を行いまして、計画を策定していくというふうなことになっております。県との協議の方も、何とか協議が済みまして、本日の議会提出というふうなことになっているところでございます。この計画の中身について説明をさせていただきたいと思いますが、主な内容としましては、今回は延長に係る計画策定ということで、過疎法の大きな変更はあっておりません。このために記載データの更新、それから今後5年間で実施される予定の事業内容の見直しを主な内容として、計画をしております。議案の方

の3ページをお開けいただきたいと思いますがここに基本的な事項ということで、3ページから11ページにかけて、記載がなされております。この中で、平成22年に国勢調査が行っておりますが、そのデータを挿入しているところです。それから行財政の状況、8ページになりますが、行財政の状況についても、今現状に合わせたところで、記載をしております。それから10ページの方に、地域自立促進の基本方針ということで、掲げておりますが、前までの計画でいきますと、第1次のあさぎり町総合計画となっておりますが、今回から第2次あさぎり町総合計画ということで、記載をしております。それから平成27年に策定をしております、「あさぎり町まち・ひと・しごと創生総合戦略」この記載もしております。それから111ページの方ですが、下の方に計画期間とありますけれども、今回の計画の期間は平成28年4月1日から平成33年3月31日までの5カ年計画となります。それから次の12ページに移りまして、産業の振興ですが、これについては農業、林業、商業、工業、観光等についての現況と問題点等を記載しております。14ページ以降にその対策を記載しております。今この中でいきますと、15ページに薬草関係のことも記載をしております。それから18ページですが、オの観光のところでは日本遺産関係に記載をしております。それからその下の、カのところでは農林商工連携による地域産業の振興ということで、熊本県南フードバレー構想の記載をしているところです。それから19ページに、その計画ということで掲げておりますが、基盤整備農業で薬草加工所建設事業、それから商業その他で、おまけ付き商品券発行事業、販路開拓強化事業、それから観光又はレクリエーションで観光資源の発掘、磨き上げ、宣伝、PRによる観光集客。それから観光施設の維持管理修繕等、それから、その他で商工コミュニティセンター改修工事等というふうな事業等を一応挿入しているところです。それから20ページの方に行きまして、交通通信体系の整備、情報化及び地域間交流の促進についてですが、これにつきましては、あとの方になりますが、10番目に、その他地域の自立促進に関する必要な事項というのがありますけれども、前回の計画からこの中の交流によるまちづくり関係のことが交通通信体系の整備情報化及び地域間交流の促進のところに移しております。それから計画の中で、21ページから22ページ、23ページにかけて、新たな舗装道とか舗装打ちかえと事業、こういったものを一応事業として出ております。それから23ページの方に、過疎地域自立促進特別事業として、スマートインターチェンジ整備促進協議会補助金と出ておるところです。それから生活環境の整備ということで、24ページになりますが、ここにおきましては、上水道とそれから簡易水道統合計画、この記載をして行っております。それから25ページに行きまして、公営住宅、それから消防関係等の記載を行っているところです。それから27ページですが、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進というところで、これについては、現況と問題、その対策等を掲げておまして、計画の中で病児病後児保育事業というのを挿入しております。それから医療の確保、29ページになりますが、これについては、町内の病院の状況とか等を記入しておまして、その対策としては、公立多良木病院等との連携を中心に行っていくというふうなことで、記入をさせていただいております。それから教育の振興ということで、学校教育と社会教育、これについての問題点あるいは現況等を、記入しております。その対策が31ページになります。ここで主なものと言いますと、施設の老朽化、維持管理、こういったものが上がっていくかというふうに思いますが、その計画が32ページの方に書いてありまして、下の方ですけれども、上総合運動公園の改修から免田B&G海洋センター改修、この分が前回の計画からすると、追加というふうになっております。それから地域文化の振興等ということで、色々な文化関係の活動されておりますが、文化協会等を通しまして、発表等が行われております。その計画の中で、地域文化の振興ということで、文化財周辺整備事業、駐車場等整備事業が新たに入っております。それから34ページ、集落の整備ということで、行政区の数が53区から52区になっております。これからの修正と変更というふうになっております。それから35ページ最後になりますけれども、その他地域の自立促進に関し、必要な事項ということで、美しい町並みづくり、それから町づ

くりに対する住民参加システム更新ということで、現況と問題点、それからその対策ということで記載をしております。それから36ページに、事業計画で過疎地域自立促進特別事業ということで掲げております。これ再活になります。37ページ以降が、参考資料としまして、事業計画等を一応付けておるところです。今回の計画は、先ほど言いましたとおり、延長に伴う計画ということで、データの更新とか、あるいは新たな事業の起債というふうになっておりますけれども、もう一つ公共総合管理計画というのを策定されてる市町村については、この計画に基づく事項も、この計画の中に入れなさいというふうになっておりますけれども、本町につきましてはまだ、公共施設等総合管理計画を策定しておりません。このためにこの計画を平成28年度中に一応策定する予定ですけれども、その後、また過疎計画について、見直しを行っていくというふうなことになりますので、よろしくお願ひしたいと思います。以上で説明を終わらせていただきます。

◎議長（橋爪 和彦君） 提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑ありませんか。
（「なし」の声あり）

◎議長（橋爪 和彦君） 質疑なしとます。これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論ありませんか。
（「なし」の声あり）

◎議長（橋爪 和彦君） 討論なしとます。これで討論を終わります。

◎議長（橋爪 和彦君） これから議案第85号を採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

◎議長（橋爪 和彦君） 起立多数です。したがって、議案第85号は原案のとおり可決されました。

◎議長（橋爪 和彦君） 以上で本日の日程は全部終了しました。本日はこれにて散会いたします。

●議会事務局長（坂本 健一郎君） 起立。礼、お疲れ様でした。

午後3時28分 散会